

福島県県中建設事務所

令和 2年 9月 7日 福島県県中建設事務所

令和2年度逢瀬川堤防建設及び内水対策合同説明会 を開催しました

一級河川逢瀬川河川改修事業(福島県施行)及び内水対策事業(郡山市施行)等に関する説明会を開催しました。

1 日時等

- 1)日 時 令和2年8月29日(土)午後6時~午後8時
- 2)場 所 郡山市立赤木小学校体育館(郡山市赤木町地内)
- 3)主 催 福島県、郡山市
- 4) 参加人数 61名

(福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会(逢瀬川沿川6町内会))

2 説明内容

- 1)阿武隈川緊急治水対策プロジェクト等について(国土交通省福島河川国道事務所)
- 2) 逢瀬川河川改修事業について(福島県県中建設事務所)
- 3) 逢瀬川沿川に係る内水対策について(郡山市)

3 説明資料

- 1) 次第
- 2) 阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの概要(国土交通省福島河川国道事務所)
- 3) 福島県緊急水災害対策プロジェクト(福島県河川整備課)
- 4) 令和2年度逢瀬川河川改修事業説明資料(福島県県中建設事務所)
- 5) 逢瀬川沿川に係る内水対策について(郡山市)
- ※当日の説明内容及び質疑応答については、後日あらためて掲載します。

【問い合わせ先】

県中建設事務所 主幹兼事業部長 渡辺 拓雄 電話 024-935-1402(直通) FAX 024-935-1444

令和2年度逢瀬川堤防建設及び内水対策合同説明会

日時: 令和2年8月29日(土)午後6時~7時(予定)

場所:赤木小学校体育館

次 第

- 1 開会
- 2 郡山市長挨拶
- 3 福島県県中建設事務所長挨拶
- 4 阿武隈川緊急治水対策プロジェクト等について (説明:国土交通省福島河川国道事務所 事業対策官 平舘淳一)
- 5 逢瀬川河川改修事業について 福島県緊急水災害対策プロジェクトについて 前回説明会質問及び陳情等に関する説明について
 - (説明:福島県県中建設事務所事業部 河川砂防課長 高橋聡)
- 6 逢瀬川沿川に係る内水対策について

前回説明会質問等に関する説明

(説明:郡山市上下水道局 上下水道局長 上野 等 経営管理課長 吉村 隆

郡山市財務部 公有資産マネジメント課長 門澤康成)

赤木貯留管築造工事について

(説明:郡山市上下水道局 下水道整備課長 武藤茂雄)

- 7 質疑応答
- 8 閉会

令和2年度逢瀬川及び内水対策合同説明会 行政関係出席者

	機関名	職名	氏名
国	国土交通省東北地方整備局	事業対策官	平舘 淳一
	福島河川国道事務所		
福島県	土木部河川整備課	主任主査	長尾 篤
	県中建設事務所	所長	益子 公司
	事業部	事業部長	渡辺 拓雄
		河川砂防課長	高橋 聡
		河川砂防課主任主査	鈴木 伸和
		道路課主任主査	尾崎 出
	企画管理部	管理課主任主査	佐藤 和志
郡山市	郡山市長		品川 萬里
	総務部	総務部長	野崎 弘志
		防災危機管理課長	市川修
	建設交通部	建設交通部長	柏木 忠之
		河川課長	池田 剛
	財務部	公有資産マネジメント課長	門澤 康成
	都市整備部	区画整理課計画指導係長	宗像 聡
	上下水道事業管理者		村上 一郎
	上下水道局	局長	上野等
		次長兼お客様サービス課長	鈴木 幹男
	経営管理課	経営管理課長	吉村 隆
		主任技査兼経営企画係長	長尾 一彦
	下水道整備課	下水道整備課長	武藤 茂雄
	下水道保全課	下水道保全課長	宗形 彰久

<座席配置図>

計画指導 係長	防災危機 管理課長	経営企画 係長	下水道 保全課長	下水道 整備課長		県中建設 河川砂防主任	県中建設 事業部長
河川課長	公有資産マネ ジメント課長	経営管理課長	上下水道局 次長	上下水道 局長	県中建設 管理課長	県中建設 管理課主任	県中建設 道路課主任
建設交通部長	総務部長	上下水道 事業管理者	郡山市長	県中建設 所長	国土交通省 事業対策官	県中建設 河川砂防課長	河川整備課 主任主査

< 本日の説明会に関するお願い >

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本日の説明会は下記により行いますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。 なお、説明会を進めるにあたりご協力いただけない場合は、ご退場願う場合があります。

- 1 説明会場内において人と人との間隔を2m程度確保するため座席 を離してしておりますので、説明会が始まりましたら移動はご遠慮 下さい。なお、お手洗いや携帯電話使用などのために座席から移動されるのは構いません。
- 2 説明会場内での大きな発声はご遠慮下さい。
- 3 質問をいただく際にマイクをご使用いただきますが、マイクには 触れないようお願いします。
- 4 限られた時間内に皆様から幅広くご意見をいただきたいので、 会場内でのご質問ご意見は一人一問までとさせていただきます。

なお、説明会にてご質問出来なかったことやご意見等がございましたら、配布した質問用紙にご記入し提出願います。質問用紙は説明会終了時に回収致します。

また、当日提出出来ない場合は、9月11日までにFAXやメールにてお送りいただくことも可能です。

- 5 説明会場において、発熱や呼吸器症状の悪化など具合が悪くなった場合は、近くにいる職員(県・市)に申し出願います。
- 6 会場の出入り口に手指消毒液をご用意しております。 説明会終了後に退場される際、手指の消毒をお願いします。

<質問用紙>

説明会「令和2年度逢瀬川堤防建設及び内水対策合同説明会」

お名前:	-
ご 住 所:	_
ご連絡先:	-
質問内容:	

※後日提出される場合は、下記までFAXまたはメールでお送り下さい。 福島県県中建設事務所河川砂防課あて

FAX: 024-935-1444

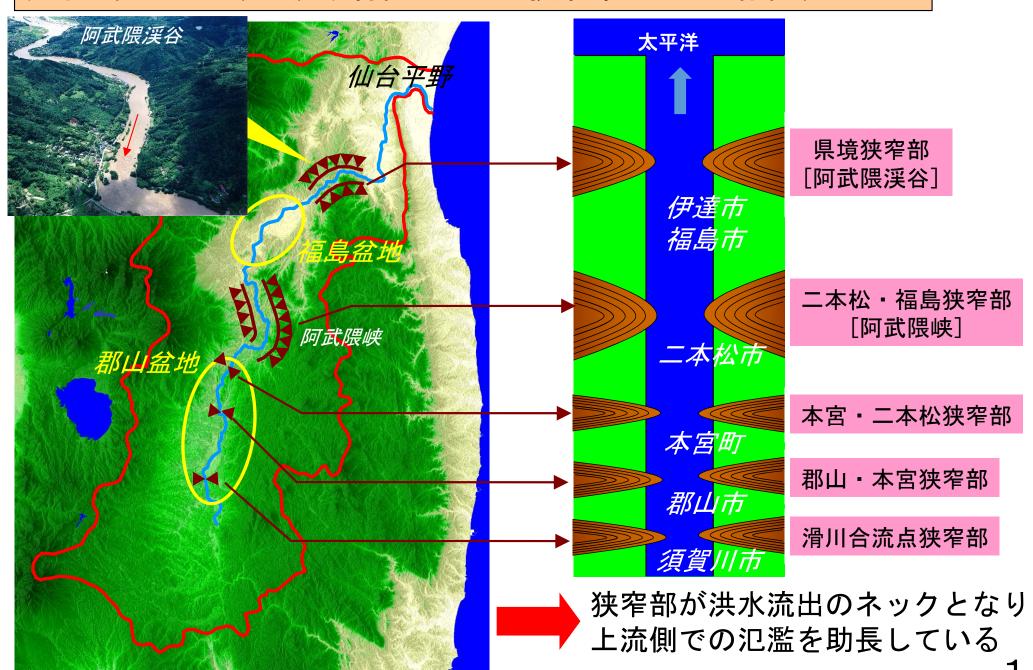
メール: kentyuu.ken.kasen@pref.fukushima.lg.jp

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの概要

令和2年8月29日 国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所

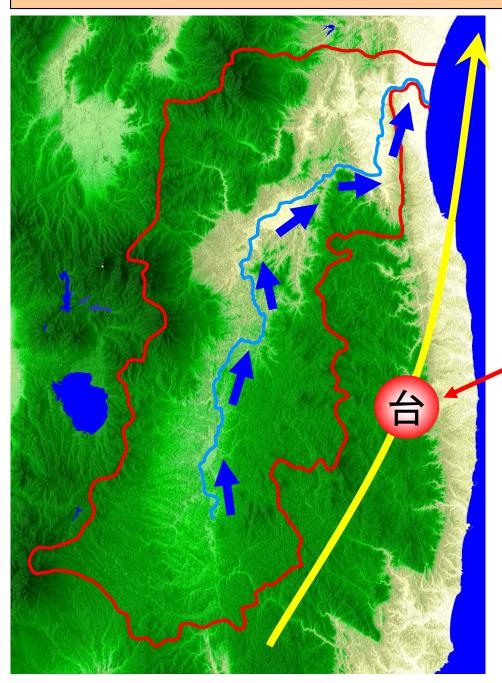
水系の特徴と課題:流域の特性と洪水①

洪水が発生しやすい流域特性一盆地と狭窄部が交互に存在する地形



水系の特徴と課題:流域の特性と洪水②

洪水が発生しやすい流域特性ー台風性降雨



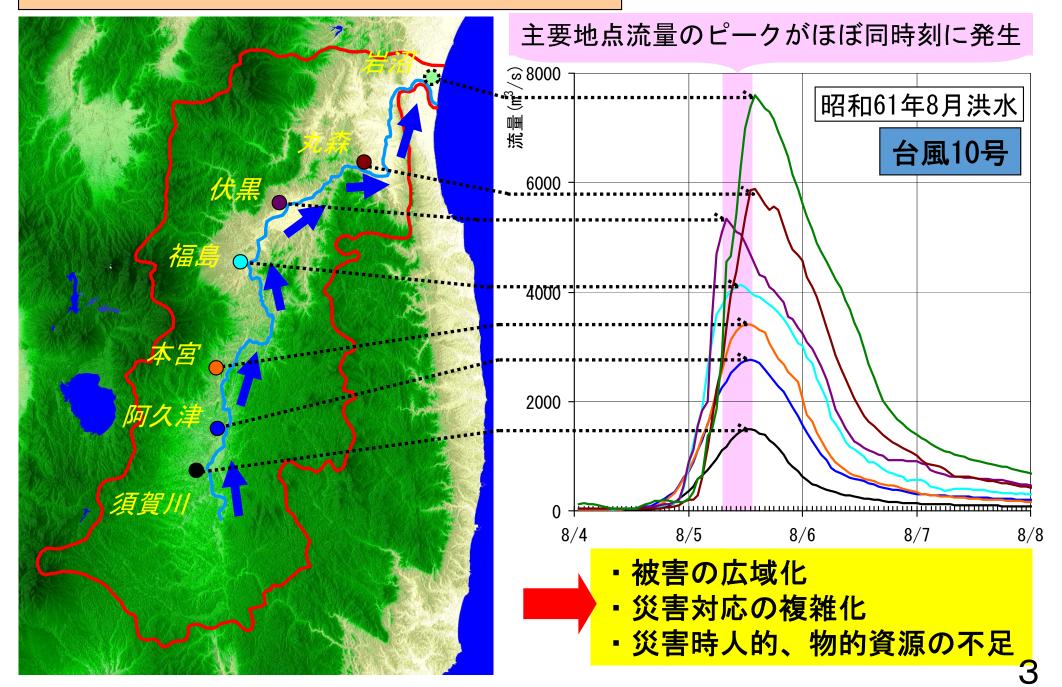
大規模な洪水の原因は全て台風

台風が<u>太平洋側を北上した場合</u>、南 北方向の洪水の流れと台風の進路が 重なり、洪水流出量が増加



水系の特徴と課題:流域の特性と洪水③

洪水が発生しやすい流域特性ー台風性降雨

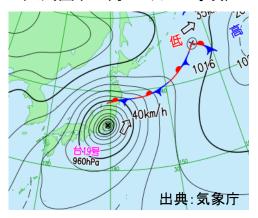


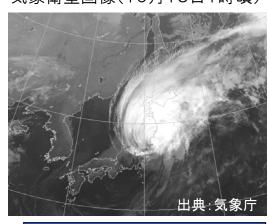
令和元年東日本台風に伴う降雨の概要

・令和元年東日本台風に伴う降雨では、<u>阿武隈川流域全域にわたり平均253mmの雨</u>が激しく 降り、<u>戦後最大であった昭和61年(8.5洪水)や平成の大改修の契機と</u>なった平成10年(8.27 洪水)を上回る雨量が観測された記録的な降雨であった。

天気図と気象衛星画像

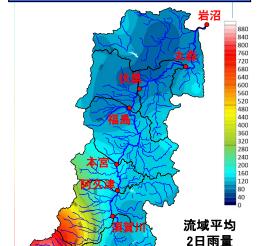
天気図(10月12日21時頃) 気象衛星画像(10月13日1時頃)





昭和61年8月洪水

800 760 720 680 640 600 560 流域平均 2日雨量 (福島地点) 234 mm

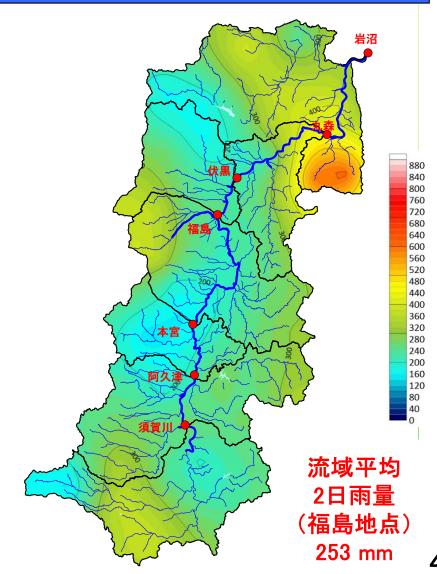


(福島地点)

208 mm

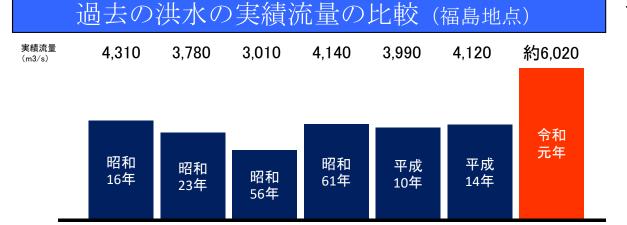
平成10年8月洪水

【令和元年東日本台風】

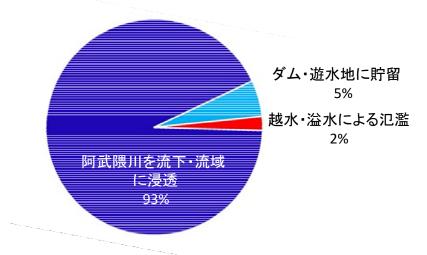


令和元年東日本台風に伴う出水の評価(福島県内)

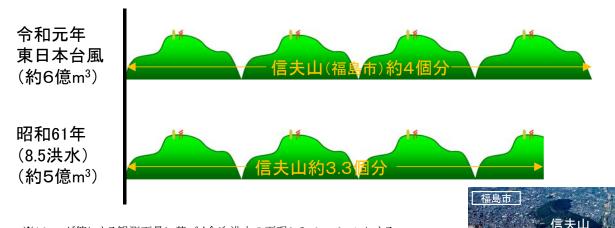
- ・福島地点の流量は<u>約6,020m³/s</u>。
- ・阿武隈川上流域の出水は計約6億m³※1。概ね信夫山4個分に相当※2。
- ・阿武隈川は、<u>洪水の約9割を安全に流下</u>※3。ダム・遊水地で<u>約5%(約0.3億m³)を貯留</u>した ものの、残念ながら約2%(約0.1億m³)があふれ、各地で浸水被害が発生。



令和元年東日本台風による阿武隈川上流域(福島県内) の洪水の行方(再現シミュレーションによる)



阿武隈川上流域の総出水量の比較



※1レーダ等による観測雨量に基づく今次洪水の再現シミュレーションによる。 下流域も含めた出水は概ね9億m3。

※2 信夫山(福島市の中心市街地北部に位置)の体積は約1.5億m³としている。

※3 流域への浸透分を含む。

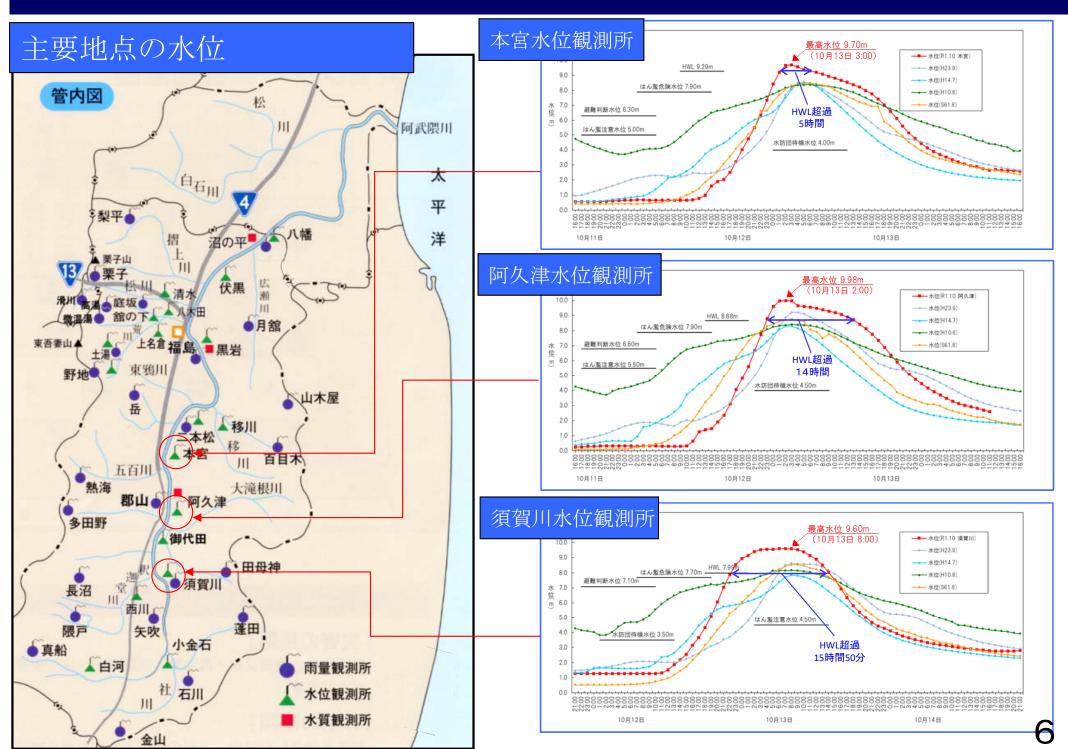
三春ダムの貯留状況 (約1.790万m3貯留)



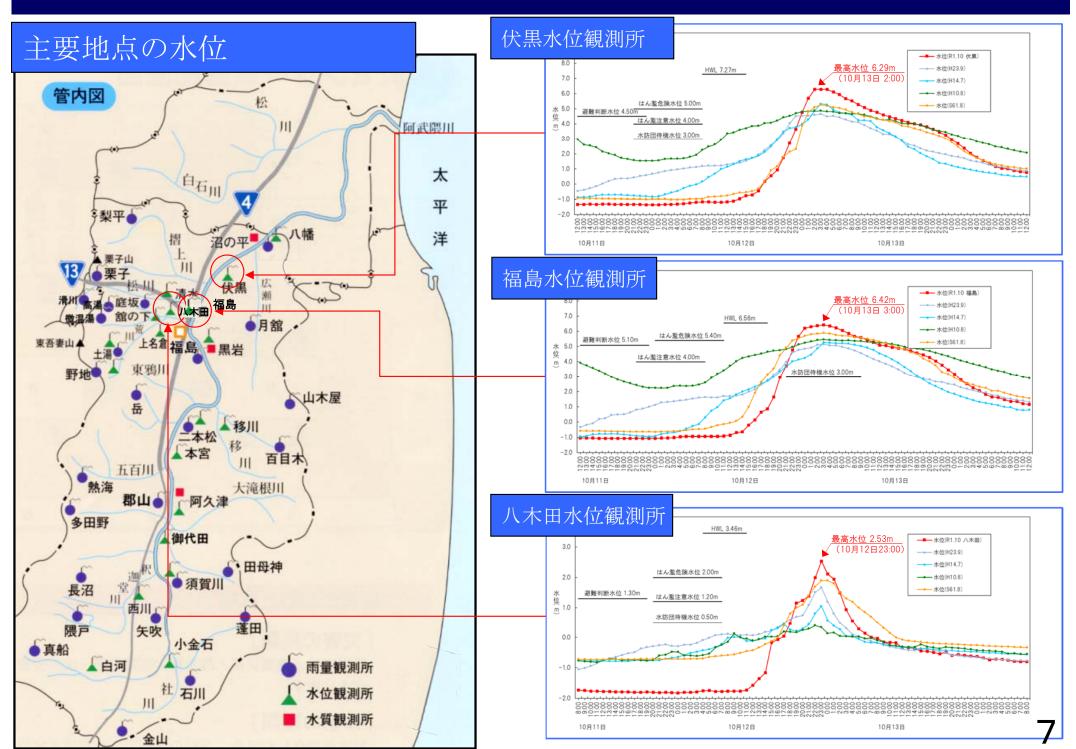
浜尾遊水地の貯留状況 (約260万m3貯留)



令和元年東日本台風に伴う出水時の水位状況1 (上流)



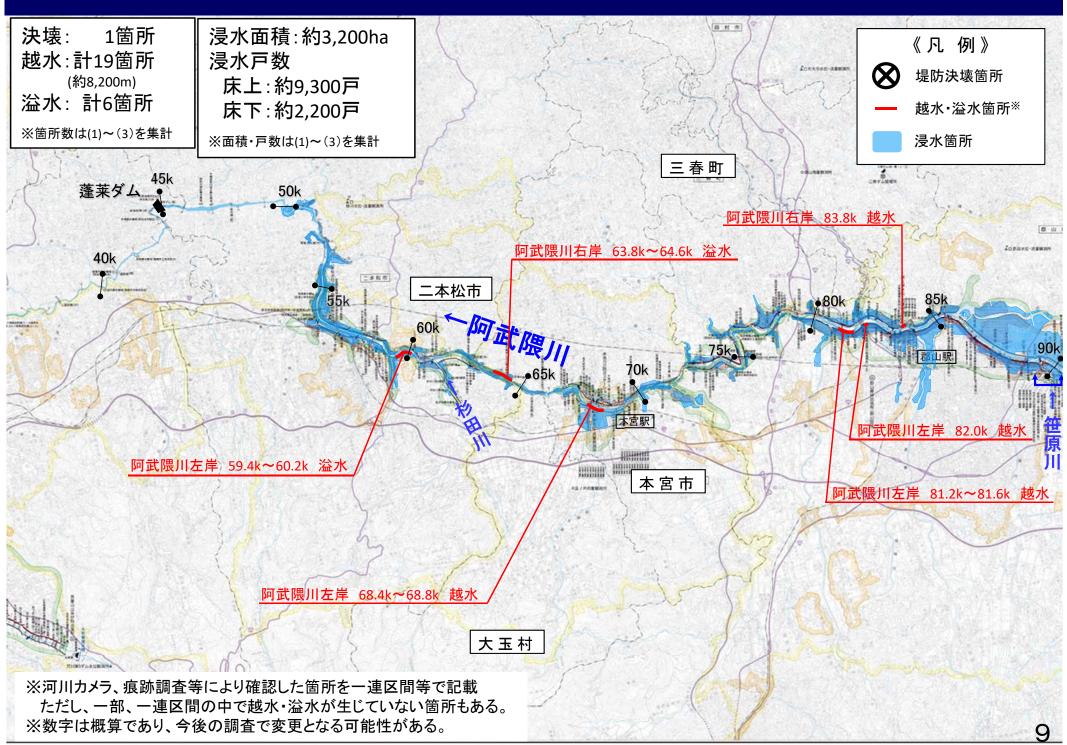
令和元年東日本台風に伴う出水時の水位状況2 (下流)



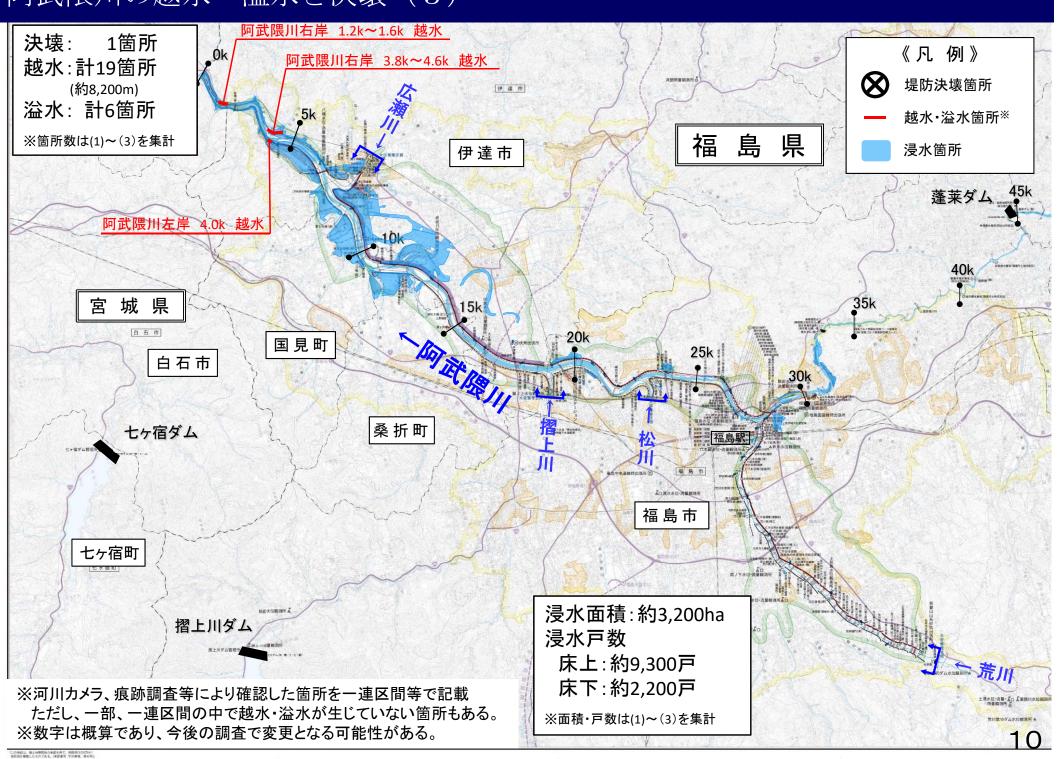
阿武隈川の越水・溢水と決壊(1)



阿武隈川の越水・溢水と決壊(2)



阿武隈川の越水・溢水と決壊 (3)



郡山市 浸水被害状況(令和元年東日本台風)



「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」

~本川・支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策~

- 〇令和元年台風第19号に伴う洪水により、阿武隈川では越水・溢水が発生し、本川上流部や支川では堤防決壊等が多数発生するとともに、本川下流部では大規模な内水被害が発生するなど、流域全体で甚大な浸水被害となった。
- 〇今後、関係機関が連携し、ハード整備・ソフト対策が一体となった流域全体における総合的な防災・減災対策を行うことにより、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指す。

①河川における治水対策の推進

【ハード整備】約1,840億円

- 観測史上最高水位を更新するほどの大規模な洪水により、本川・支川で越水・溢水、堤防決壊、内水氾濫等が多数発生
- →本川の水位を低下させる対策、支川における場所強化等の治水対策を推進

く主なメニュー案>

- 国・県管理河川の堤防決壊箇所等、被災した河川管理施設の「災害復旧」の推進
- ・現在 実施中の「堤防整備」等の早期完成
- ・「河道掘削、樹木伐採」等の推進、「河川整備計画」に位置づけられている「河川の水 位を低下させる対策」等の順次検討・着手
- ・本川の背水影響が及ぶ支川等の「堤防強化」、「準用河川」の整備促進
- ・内水が顕著な河川等における「排水機能の 強化及び耐水化」
- ・既存ダムの洪水調節機能強化



相互に 連携

施設整備計画を踏まえた避難計画土地利用や避難体制を意識した事業均

②減災型都市計画の展開

- 沿川都市の都市化の進展により低平地の新興住宅地等での浸水リスクが顕在化
- →沿川地域における住まい方、まちづくりの工夫の推進 <主なメニュー案>
- ・浸水リスクを考慮した「立地適正化計画」の展開
- ・支川や内水を考慮した「複合的なハザードマップ」の作成
- ·「特定都市河川」制度に準じた流域対策(例:**雨水貯留施設**等)
- ・高頻度で浸水する区域の「災害危険区域」等の指定



下水道事業による雨水貯留施設の例(郡山市)

③地区単位・町内会単位での防災体制の構築

- ■本川や支川の氾濫、内水など、地区毎に異なる氾濫形態が避難行動に影響
- →的確な避難行動に資するきめ細かな情報提供等の推進

<主なメニュー案>

- ・支川や内水も考慮した「タイムライン」の整備・改良
- ・浸水想定区域における「町内会版タイムライン」の策定・普及、訓練の実施
- ・危機管理型水位計の活用による「地区ごとの避難体制」の構築
- ・県管理の水位周知河川及び国管理ダム下流等の「洪水浸水想定区域」の早期公表

4)バックウォーターも考慮した危機管理対策の推進

- ■本川上流部では、背水が支川の氾濫にも影響
- →本川合流部周辺における支川の減災対策の推進
- く主なメニュー案>
- ・本川の背水影響が及ぶ区間への「危機管理型水位計」 及び「カメラ」の設置等
- ・本川の背水影響が及ぶ区間に設置した危機管理型水位計 と連動した地区ごとの「避難計画」の策定



本川・支川合流部(本宮市)

⑤市町村の実情に応じた減災の取り組み

- →地域の特性等を踏まえた各種減災対策の推進
- ・流出抑制・氾濫抑制の取組、住民参加型の防災訓練、マスメディアと連携した情報発信等

※具体的な対策内容等は、今後の調査・検討等により変更となる可能性があります。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクト

~本川・支川の抜本的な治水対策と流域対策が一体となった総合的な防災・減災対策~

○国、県、市町村が連携し、以下の取り組みを実施していくことで、浸水被害の軽減、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目指します。

■全体事業費 約1.840億円

■事業種別

〇改良復旧事業

国:阿武隈川上流(福島県内)

全体事業費 約999億円

令和元年度~令和10年度 事業期間

国:阿武隈川下流(宮城県内) 全体事業費 約215億円

> 事業期間 令和元年度~令和6年度

約 66億円 福島県: 宮城県: 約 18億円

○災害復旧事業

国:阿武隈川上流(福島県内)

全体事業費 約130億円

事業期間 令和元年度~令和2年度

国:阿武隈川下流(宮城県内) 全体事業費 約 99億円

事業期間 令和元年度~令和2年度

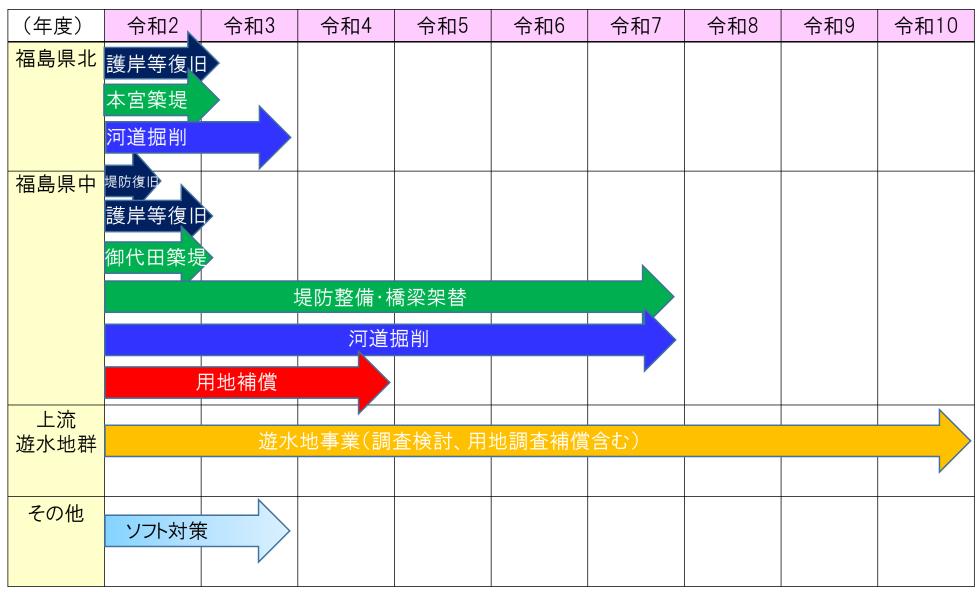
福島県: 約268億円 宮城県: 約 44億円





阿武隈川緊急治水対策プロジェクト 概略工程

○令和元年東日本台風に対してとりまとめた「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ 国・県・市・町・村が連携し、築堤、河道掘削、遊水地整備等の治水対策を実施。



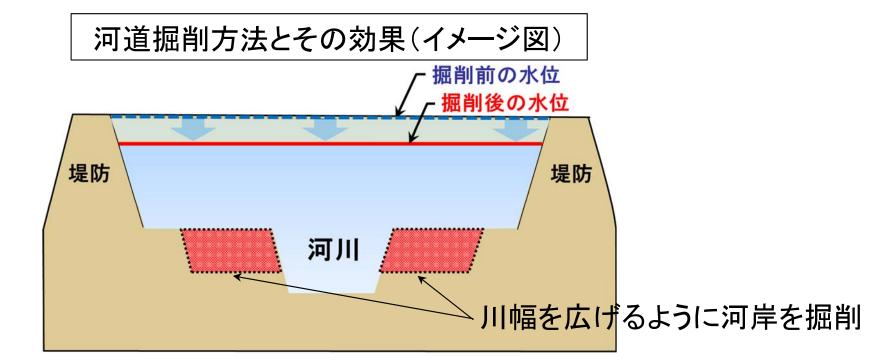
郡山市 小和滝(こわたき)地区河道掘削



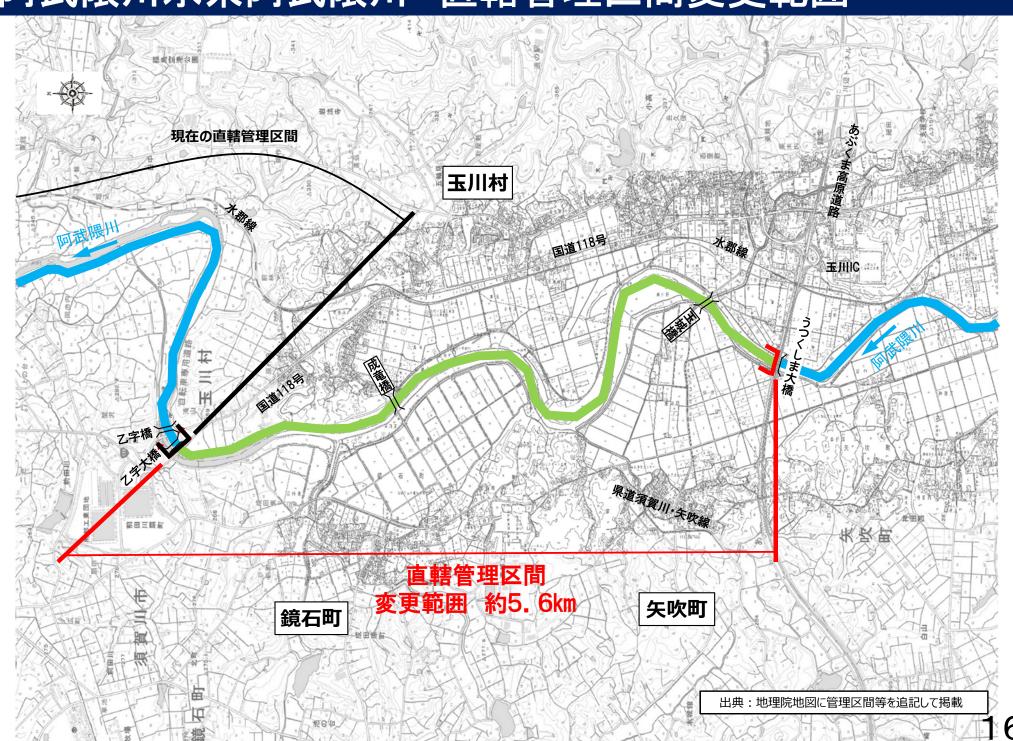
樹木伐採•河道掘削前



樹木伐採•河道掘削後



阿武隈川水系阿武隈川 直轄管理区間変更範囲



バックウォーターも考慮した危機管理対策の推進

〇 本川の背水影響が及ぶ区間への「危機管理型水位計」及び「カメラ」の設置等



情

報共

有

連

携

福島県緊急水災害対策プロジェクト

台風第19号等による災害を踏まえ、頻発化・激甚化する水災害への対応として、総合的な防災・減災対策の強化を目的に、令和6年度までに 県が集中的に推進する取組

予算規模:令和2年2月補正約250億円、令和2年度当初約460億円

【ハード対策】

- 1 改良復旧事業及び災害復旧事業の推進 ★
 - 台風19号による被災箇所の速やかな復旧と改良復旧事業を速やかに 実施します。
- 2 河川の河道掘削及び伐木の推進 ★
 - 河川の河道掘削及び伐木を速やかに実施します。
- 3 河川改修及び堤防強化の推進 ★
 - 河川改修及び堤防強化を速やかに実施します。
- 4 土砂災害対策の推進
 - 砂防・地すべり・急傾斜事業を速やかに実施します。

【ソフト対策】

- 5 危機管理型水位計の設置拡大 ★
 - 危機管理型水位計の新規設置を進めます。
- 6 河川監視カメラの設置拡大 ★
 - 河川監視カメラの新規設置を進めます。
- 7 洪水浸水想定区域の公表の前倒し・拡大 ★
- 水位周知河川及び洪水予報河川について、想定最大規模の降雨 による洪水浸水想定区域の公表の前倒しと拡大を図ります。
- 8 福島県河川流域総合情報システムのサーバー強化 ★
 - アクセス集中時にも遅延無く表示ができるよう、システムを見直します。
- 9 ダムにおける事前放流に向けた体制構築 ★
 - ダムにおいて事前放流が実施できるよう、調整を進めます。
- 10土砂災害警戒区域等の指定の推進
 - 住民の早期避難行動に繋がるよう、区域指定を推進します。

資料1

県庁河川整備課令和2年8月作成

水災害対策協議会 で抽出された課題 (★)





関係機関で検討が 必要な項目 ★

- ・情報伝達方針見直し
- ・住民の防災意識改革
- ・住民への情報提供
- ・ハザードマップ見直し
- ・排水ポンプ車早期配備
- ・広域避難検討
- ・台風想定の避難訓練
- ・水防資機材の確保



Future From Fukushima.



1 改良復旧事業及び災害復旧事業の推進

①【改良復旧事業】

要望箇所:8河川 9箇所

事業期間:令和元年度~3年、5年

計画概要: 令和元年台風19号等により

甚大な被害を受けたいわき 市の夏井川などにおいて、 災害復旧とあわせて河川改 良を行い、再度災害防止を

図ります。

※事業採択に向けて関係機関と協議中

改良復旧イメージ(河川)

被災



被災箇所のみ を復旧



改良復旧

ぜい弱部や狭窄部を含む一連区間を改良復旧

出典:国土交通省HPより



②【災害復旧事業】

河川数	件数	決定額	
川川安(十叙	(億円)	
249	1,411	501	

3年以内に 実施予定



夏井川(いわき市)

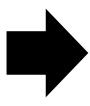
2 河川の河道掘削及び伐木の推進

【全体概要】

〇河道断面を拡大する「河道掘削」と流木被害解消を目的とした「伐木」を推進 〇その後の維持管理費用の圧縮にも寄与

実施前















平成 3	1年度当初	令和2年度当初			
箇所数	事業費(億円)	箇所数	事業費(億円)		
330	36	231	76		

令和3年度以降も 同等規模で実施予定



3-1 河川改修の推進

①台風19号の被害を受け、緊急的に一定箇所を改修する。



	R2.2月補正 事業費				
伝樋川	東根川	安達太良川	五百川	逢瀬川	
(伊達市)	(伊達市)	(本宮市)	(本宮市)	(郡山市)	
桜川	北須川	今出川	釈迦堂川	右支夏井川	131
(郡山市)	(石川町)	(石川町)	(須賀川市)	(小野町)	131
社川	木戸川	新川	宮川	外64河川	
(浅川町外)	(川内村)	(いわき市)	(いわき市)	グト047円7円	

(単位:億円)

(単位:億円)

緊急的に 実施予定

※令和元年度
2月補正予算

②台風19号の被害を受け、一定区間の河川改修を新規に実施する。



河川名 延長(m) 全体事業費 小泉川 (相馬市) 4,960 塩野川 (伊達市) 440 佐久間川 (桑折町) 250 126 滝川(国見町・伊達市) 600 〈見込み〉 810 濁川(福島市) 谷田川 (郡山市) 4,620 山舟生川 (伊達市) 640

小泉川(相馬市)

概ね5年程度で実施予定

③これまで継続的に実施してきた河川改修事業のさらなる整備促進を図る。



	R 2 当初予算 事業費			
只見川				
(金山町外)	(伊達市)	(伊達市)	(郡山市)	80
夏井川	中田川	逢瀬川	外73河川	00
(いわき市)	(いわき市)	(郡山市)	7F13/PJ/II	

(単位:億円)

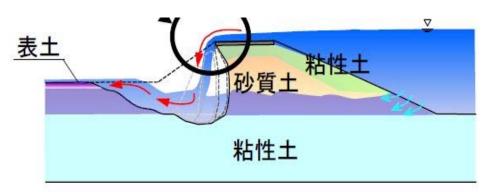
通常事業については、 継続的に実施予定

※令和2年度当初予算

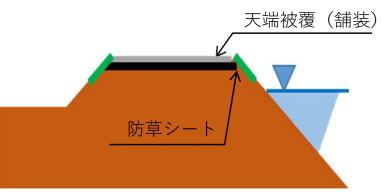
3-2 堤防強化の推進

【全体概要】

- ○河川堤防天端を被覆(舗装)により補強
- 〇除草必要面積の低減と利用者(歩行者や自転車)の利便性向上に寄与











実施	後
	長瀬川(猪苗代町)

平成3	1年度当初	令和2年度当初		
箇所数	事業費 (億円)	箇所数	事業費 (億円)	
40	10	97	56	

令和3年度以降も 同等規模で実施予定

4 土砂災害対策の推進

①台風19号の被害を受けた箇所において、災害関連事業が採択された。

緊急砂防等災害関連費

事業費:18.8億円(令和元年度年間所要額)

緊急的に 実施予定







土武塚地区(白河市)

家屋の被災状況

②土砂災害から生命・財産を守るため、土砂災害対策を推進します。



令和元年	F度2月補正	令和 2	2 年度当初	
箇所数	事業費(億円)	箇所数 事業費 (億円)		
39	26	133	49	



通常事業については、 継続的に実施予定

5 危機管理型水位計の設置拡大

【全体計画】

計画箇所:229河川 373箇所(安達太良川(本宮市)外)

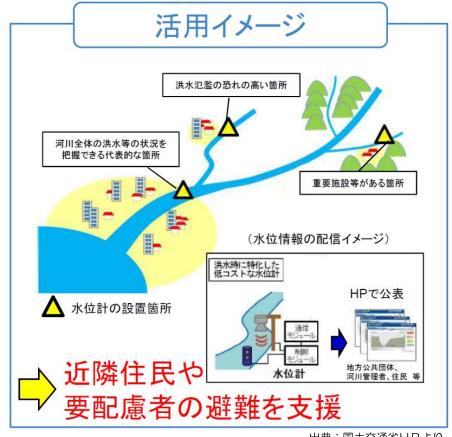
事業期間:平成29年度~

計画概要:人家や重要施設(市役所や役場、病院、学校、

高齢者施設など)の浸水の危険性が高く、的確 な避難判断のための水位観測が必要な箇所を抽 出し、洪水時の水位観測に特化した危機管理型

水位計を設置する。

- ■危機管理型水位計とは...
 - ・洪水時の水位観測に特化した低コストの簡易水位計
 - ・従来型の1/10以下のコスト(100万円/台以下)
 - 長期間メンテナンスフリー(無給電で5年以上稼働)
- ■県管理河川における水位計設置状況
 - ※今後の協議により設置数は変更となる可能性があります。



出典:国土交通省HPより

	既水位	既水位計設置 危機管理型水位計設置						
	河川数	箇所数			箇所数			
	/門/川安久	四/刀奴	/門/川安久	ПΙ	H30	R元(H31)	R元2月補正	R2
一級河川(指定区間)	50	71	133	282	85	173	11	13
二級河川	33	44	96	91	6	73	5	7
合計	83	115	229	373	91	246	16	20

市町村と協議しながら 継続的に整備する予定

-着色部分合計 3 6 箇所

6 簡易型河川監視カメラの設置拡大

【全体計画】

計画箇所:112河川 124箇所(阿武隈川外)

事業期間:令和元年度~

計画概要: 氾濫の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所に

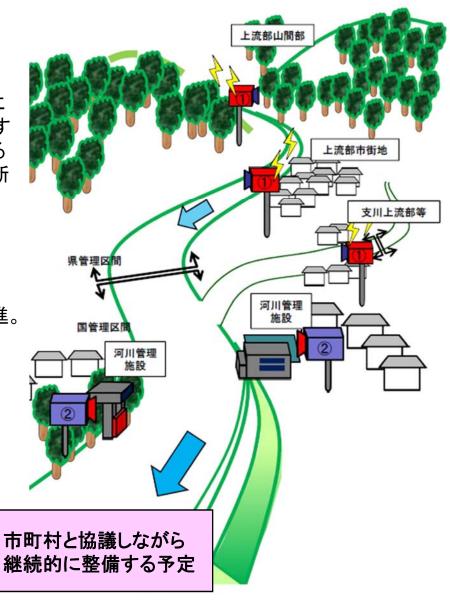
「簡易型河川監視カメラ」を設置し、河川状況を確認することで、従来の水位情報に加え、リアリティーのある洪水状況を画像として住民と共有し、適切な避難判断

を促す。

■簡易型河川監視カメラとは...

- ・機能を限定した低コストな簡易カメラ
- 多くの地点で河川状況を確認することで従来の水位情報 だけでは伝わりにくい「切迫感」を共有し、円滑な避難を促進。
- ■県管理河川における簡易型河川監視カメラ設置予定数 ※今後の協議により設置数は変更となる可能性があります。

	ेन III ४ ८		設置予定	定箇所数	
	河川数	計	R元(H31)	R元2月補正	R2
一級河川 (指定区間)	76	84	26	45	13
二級河川	36	40	11	22	7
合計	112	124	37	67	20



出典:国土交通省HPより

·着色部分合計 87箇所

7 洪水浸水想定区域の公表の前倒し・拡大

県管理河川の水位周知河川及び 洪水浸水想定区域の早期作成・ 公表

水位周知河川追加指定予定の31河川について、早期作成・公表を目指す。 あわせて、浸水想定区域図作成も、

順次進める。

水位周知河川及び洪水予報河川 指定の今後の予定

(単位:河川数)

	洪水予報	水位周知	合計		
	河川	河川			
既指定	3	29	32		
指定予定	0	31	31		
合計	3	60	63		



市町村と協議しながら 対象河川の拡大を検討

- ●水位周知河川及び洪水予報河川に 指定している32河川
- ●今後水位周知河川に指定する予定の31河川

洪水浸水想定区域作成予定

年度	平成30年度 まで	令和元年度	令和2年度	令和3年度 以降	合計
既指定	10	11	11		32
指定予定			7	24	31
合計	10	11	18	24	63



天塩川 長瀬川

拡大に合わせて作成する予定

右支夏井川

今出川

地蔵川

真野川 新田川 太田川

小高川

富岡川

大久川

二井田川

滑津川

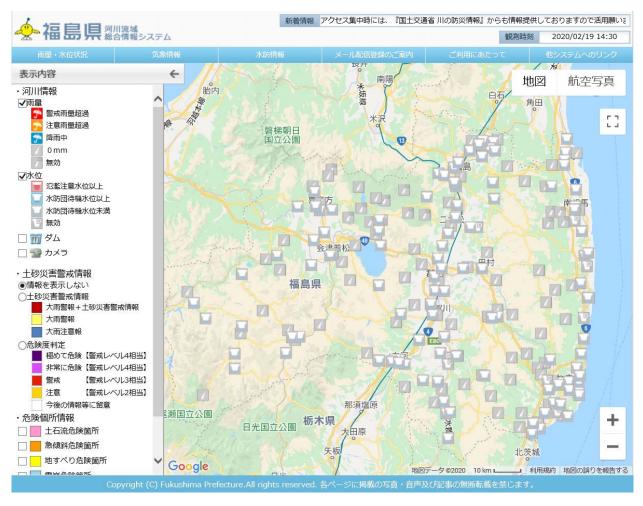
医田川藤原川

鮫川

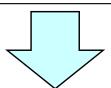
高瀬川

8 福島県河川流域総合情報システムのサーバー強化

アクセス集中時にも遅滞無く表示ができるよう、システムを強化します。



台風19号の際 アクセスが集中して 障害が発生



サーバーを強化して アクセス性の改善を図る



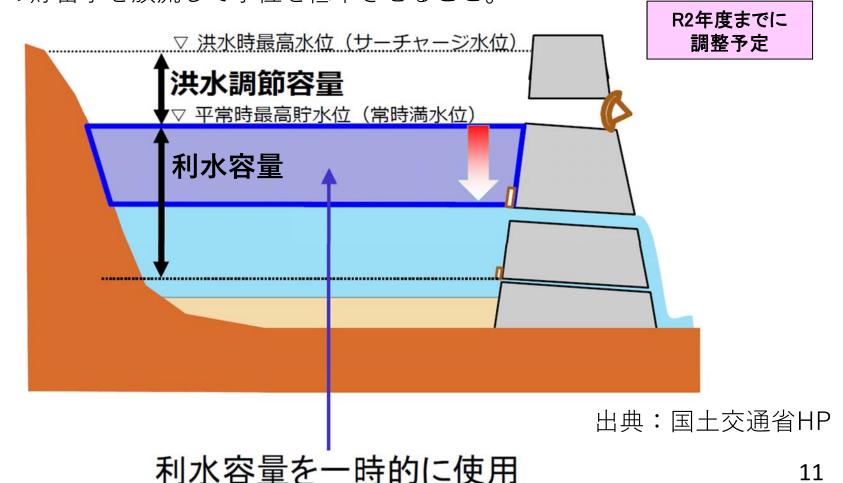
福島県河川流域総合情報システム http://kaseninf.pref.fukushima.jp/gis/

9 ダムにおける事前放流に向けた体制構築

ダムの事前放流が出来るよう、ゲート操作の可能な2ダム(高柴ダム、 四時ダム)について、実施に向けた調整を進めます。

【事前放流】

建設段階で河川管理者は費用を負担していないものの、利水者の協力(了解)がある場合に、対価なしで利水容量の一部を治水用途に使わせてもらい、洪水前にその貯留水を放流して水位を低下させること。

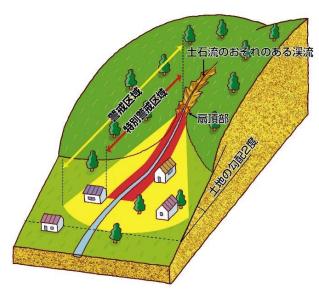


10 土砂災害警戒区域等の指定の推進

住民の早期避難行動に繋がるよう、区域指定を推進します。

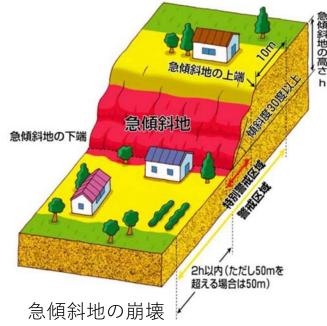
土砂災害防止法に基づき、県が基礎調査を行い、土砂災害警戒区域等を指定します。

【土砂災害警戒区域等の模式図】

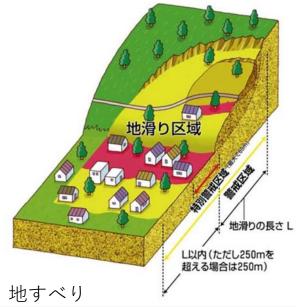


土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は 渓流の土石等が水と一体となって 流下する自然現象



※傾斜度が30°以上である 十地が崩壊する自然現象



※土地の一部が地下水等に起因 して滑る事前現象又はこれに 伴って移動する自然現象

【現在の区域指定状況】

	箇所数		
指定済み	5,979		
全体	7,983		

現在の進捗率 74.9%

令和3年度までに 指定完了予定



土砂災害警戒 区域等の指定 にあたっては、 地域の方等を 対象に説明会を 実施しています。

スケジュール

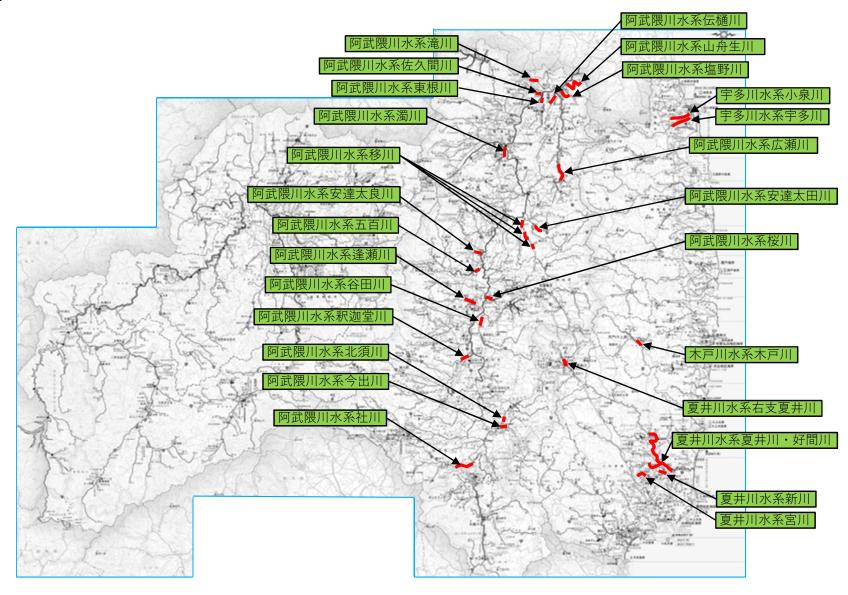
		<u></u>						•
	事項名	R元.12~ R2.2補正	R2	R3	R4	R5	R6	R7以降
ハード対策	1 ①改良復旧事業の推進(3年)							
	1 ①改良復旧事業の推進(5年)							
	1 ②災害復旧事業の推進							
	2 河川の河道掘削及び伐木の推進							
	3-1 ①河川改修の推進(緊急対応)							
	3-1 ②河川改修の推進(一定区間改修)							
	3-1 ③河川改修の推進							
	3-2 堤防強化の推進							
	4 ①土砂災害対策の推進(災害関連)							
	4 ②土砂災害対策の推進(緊急対応)							
	4 ②土砂災害対策の推進							
ソフト対策	5 危機管理型水位計の設置拡大							
	6 河川監視カメラの設置拡大							
	7 洪水浸水想定区域の公表の前倒し							
	7 洪水浸水想定区域の公表の拡大							
	8 福島県河川流域総合情報システムのサーバー強化							
	9 ダムにおける事前放流に向けた体制構築							
	10 土砂災害警戒区域等の指定の推進							

プロジェクト期間

事項毎に、緊急度に応じて1年~5年の目標年度を設定し、速やかな進捗に努めて まいります。

福島県緊急水災害対策プロジェクト(台風19号関連対策予定位置図)(代表河川)

【参考資料】



河川の水位情報とライブカメラの画像

スマートフォン、パソコンから、河川の水位情報と河川監視カメラの画像を確認できます。

【サイト検索までの順序】

【川の水位情報(逢瀬川付近)】



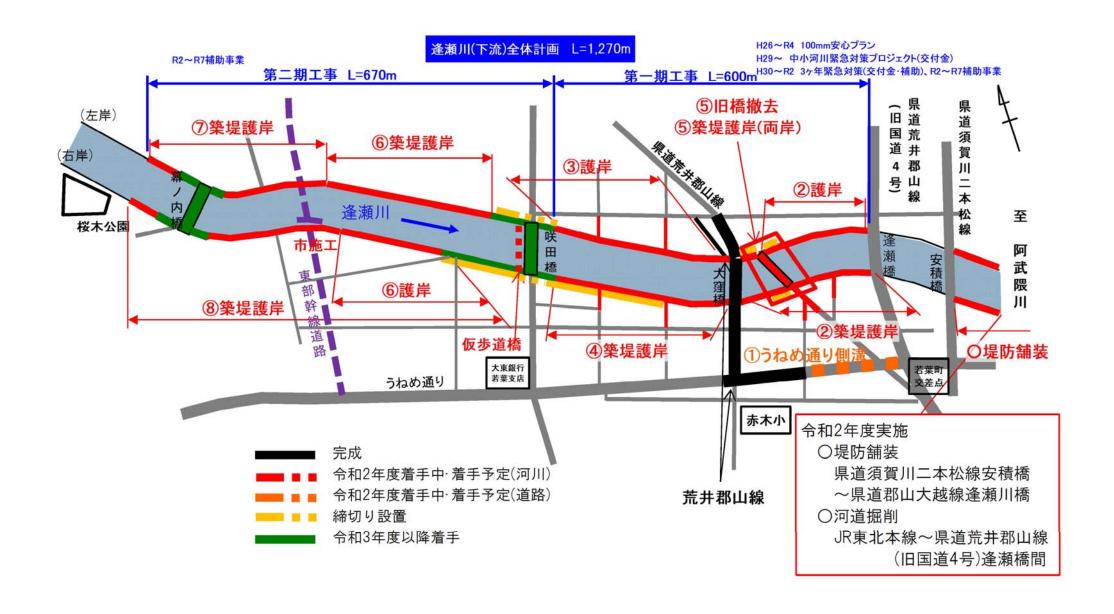
検索一覧の「川の水位情報」を クリックすると②の画面に



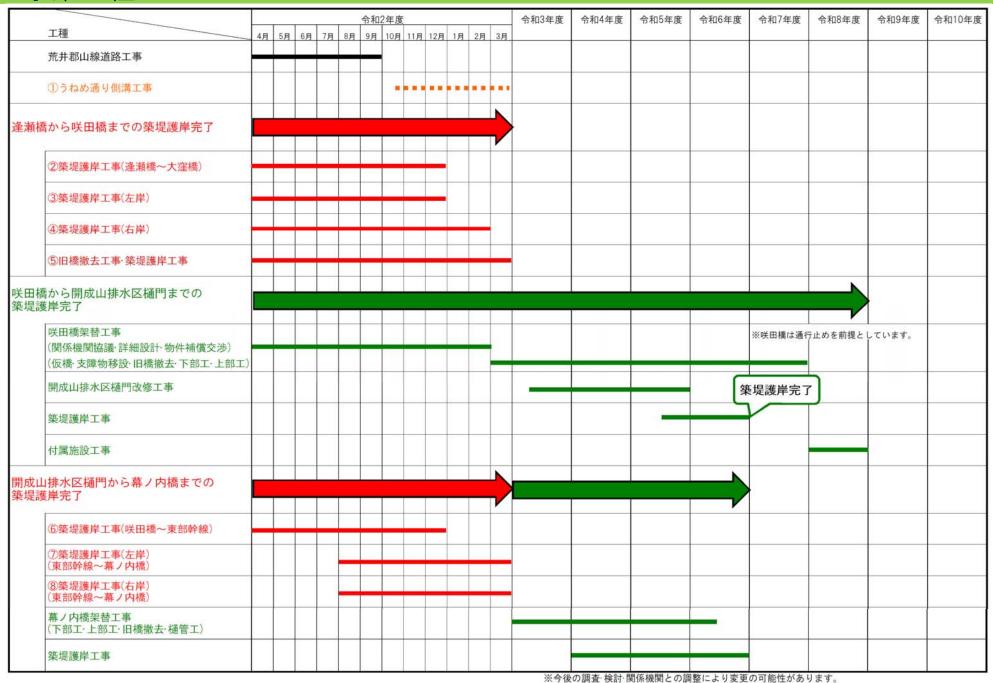
令和2年度逢瀬川河川改修事業説明資料

令和2年8月29日 福島県県中建設事務所

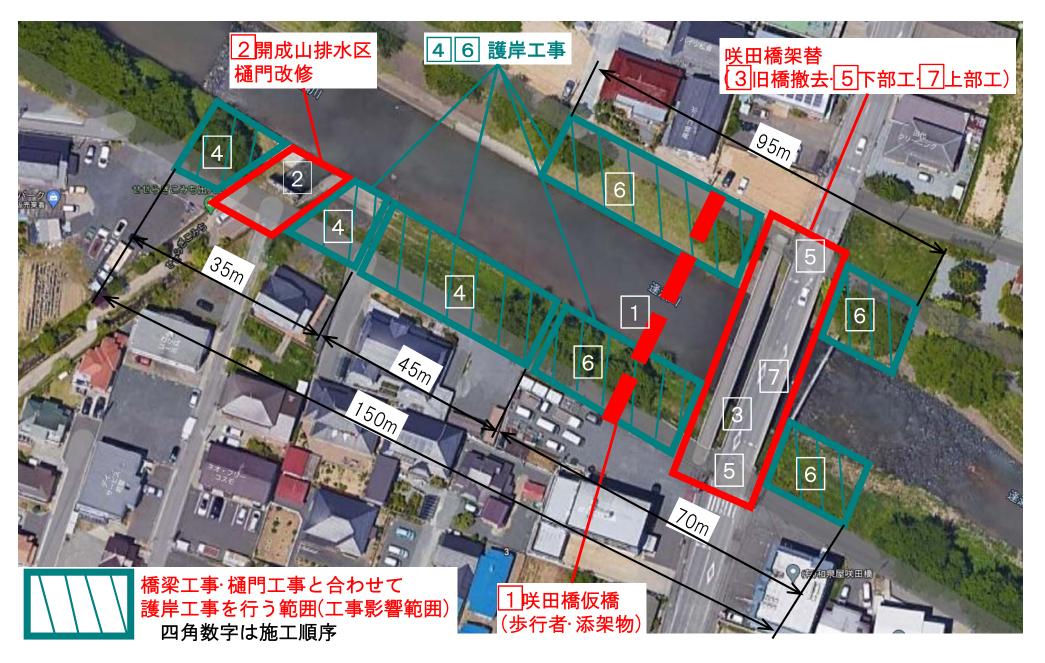
1.逢瀬川河川改修及び関連事業説明図



2.事業工程



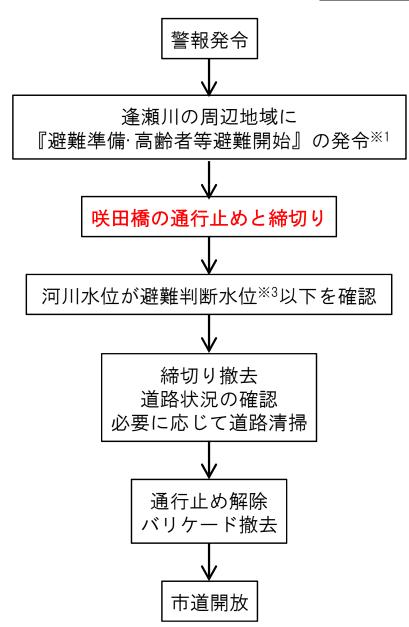
2.事業工程







逢瀬川における咲田橋の緊急時の対応



- ※1 逢瀬川の周辺地域に『避難準備·高齢者等避難開始』が 発令されるのは以下の場合です。
- ・阿武隈川阿久津観測所の水位が 6.4 mを超えると見込まれるとき。
- ・逢瀬川の河川水位が、<mark>はん濫注意水位^{※2}に達し、さらに</mark> 上昇が見込まれるとき。
- ・日没前の時点で、夜間に河川の増水が見込まれるとき。 など。



県中建設事務所ホームページに掲載

逢瀬川増水時の咲田橋通行止めについて

令和2年6月12日 福島県県中建設事務所

逢瀬川では、旧国道4号逢瀬橋から桜木公園付近までの全体計画L=1270mの区間について、河川の断面積を広げ浸水被害を軽減するための河川改修工事を実施しております。

今年度は、旧国道4号逢瀬橋から咲田橋までの区間と、咲田橋上流から幕ノ内橋の上流までの区間について、築堤及び護岸工事を実施します。

咲田橋については、河川改修工事に伴い架替工事を今後進める予定ですが、大雨に伴い逢瀬川が増水し咲田橋付近から溢れる恐れがある場合は、緊急的に市道麓山一丁目久保田線の一部区間を通行止めし、咲田橋両岸付近に大型土のうを設置します。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

【交通規制路線】 市道麓山一丁目久保田線(咲田橋)

【規制内容】 大雨に伴い逢瀬川が増水し咲田橋付近から溢れる恐れがある場合は、 緊急的に咲田橋を通行止めとします。また、咲田橋の通行止めに伴いうねめ通りとの 交差点から荒井郡山線との交差点までの区間を通行規制します。



【問い合わせ先】

河川管理者:県中建設事務所事業部河川砂防課

電話 024-935-1438 (直通)

【関連部署】

道路管理者:郡山市建設交通部道路維持課電話 024-924-2301 (直通)

広報こおりやま8月号P.21に掲載

逢瀬川増水時の交通規制

大雨に伴い、逢瀬川が増水し咲田橋付近からあふれる恐れがある場合は、緊急的に咲田橋(市道麓山一丁目久保田線の一部区間)を通行止めにします。詳しくは、ウェブサイトをご覧ください。 間県中建設事務所

☎935—1438

久 (発出) (発出) (東田 報子) (東銀行) (本現 表現) (本 是 表現) (本 表現) (

 $QR \supset - F$



川の水位情報(危機管理型水位計とライブカメラ)



4.事業進捗状況

〔逢瀬橋から大窪橋間〕



令和2年2月



令和2年6月

〔大窪橋から咲田橋間〕



令和2年2月



令和2年6月

5.河川計画標準横断図

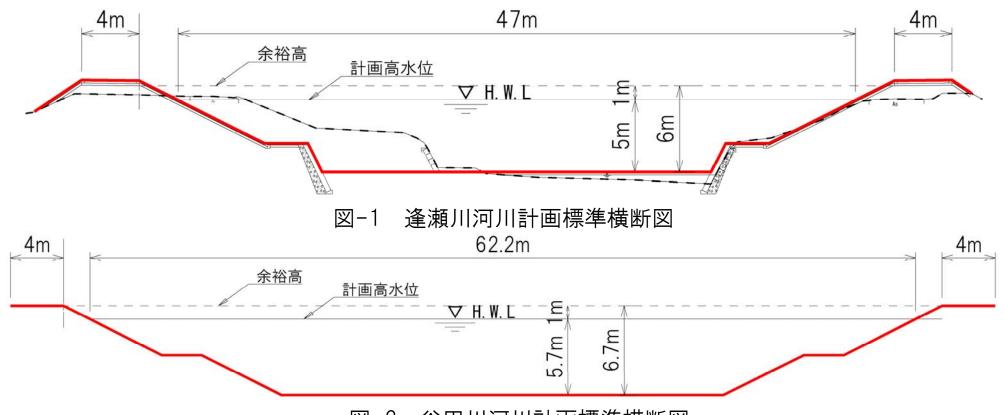


図-2 谷田川河川計画標準横断図

河川名	逢瀬川	谷田川		
標準横断図	図-1	図-2		
計画高水流量	520m3/s	800m3/s		
河床勾配	1/700	1/810		
計画高水位水深	H=5.0m	H=5.7m		
余裕高	H=1.0m	H=1.0m		
河川断面積	A=179.0m2	A=271.41m2		
流量/断面積	2.91	2.95		

逢瀬川河川改修に関する質問や要望に対する回答

逢瀬川河川改修に関する説明会での質問や、要望・陳情に対しての本県からの回答内容は以下のとおりです。

<令和元年12月5日付け要望書に関する回答>

※以下の内容は、令和2年2月22日開催説明会で回答した内容です<u>。</u>

要望1: 逢瀬川堤防嵩上げ工事予定区間1.27kmの計画前倒しによる早期完成 (堤防工事計画により20数年前に用地買収を行っているにも関わらず、まだ着工す らされていない区間がある。昭和61年、平成10年に越水があった。)

回答1: 咲田橋下流までの区間は令和2年度予算にて完了予定です。咲田橋から上流の区間は令和元年度に工事着手しました。事業の完了年度は令和10年度ですが早期完成に向け前倒しで予算を要求して事業の推進を図ります。

※現時点では、事業完了予定年度を令和8年度としております。

要望 2: 新咲田橋の架け替え工事も嵩上げ工事と同時に着工する (堤防の嵩上げをしたとしても、咲田橋が現在のままではそこから越水することが明 らかである。)

回答 2: 咲田橋架替工事に関して現在、道路管理者の郡山市、橋梁添架物管理者の東北電力、 NTT等との協議調整中です。令和 2 年度には、咲田橋架替工事の一部に着手する予 定です。

要望3: 逢瀬川、阿武隈川の河道掘削を嵩上げ工事と同時に進め、定期的に実施する (土砂が堆積すると、川水の保水容量が減少する。平成27年9月県議会で、このこ とについて、「早急に土砂の撤去をし、適正な河川管理に取り組む」としているが、 定期的に実施されていない。)

回答3: 県が管理する逢瀬川の河道内に堆積した土砂の撤去は、現地状況を確認のうえ引き 続き計画的に実施します。国が管理する阿武隈川は国土交通省福島河川国道事務所 に情報提供しています。

要望4: 咲田橋から幕ノ内橋までの右岸に堆積したゴミの撤去 (咲田橋の橋台、橋脚、桁、支承に引っかかっているゴミ等を含む。)

回答4: 逢瀬川の河川内に堆積したゴミ等の回収は実施しました。

<令和2年2月22日開催説明会での質問に関する回答>

〇河川に関する質問

質問 1: 期成会の要望書では、県議会の質問に対して回答を要望している。出先事務所の 課長が回答してよいのか。内堀知事が来ていないのは何故か。県知事より回答があ ると聞いたので全員集まっている。期成会の要望書は福島県知事宛に出している。 福島県知事名の文書で回答していただきたい。

<期成会要望>

「逢瀬川、阿武隈川の河道掘削を嵩上げ工事と同時に進め定期的に実施する (土砂が堆積すると川水の保水容量が減少する。H27.9月県議会で、このこ とについて「早急に土砂の撤去をし、適正な河川管理に取り組む」としてい るが定期的に実施されていない)

回答1: 本県知事宛の各要望に対しましては、まずは関係部局が対応しておりますので、 県中管内における河川や道路等の土木行政に関するものにつきましては、当県中 建設事務所が責任を持って対応しているところです。

なお、逢瀬川においては、逢瀬橋上流で現在進めている河川改修に加え、阿武隈川 合流点より上流の河道掘削をH27年度から継続的に実施し、今年度も逢瀬橋下流部 の河道掘削を実施する予定です。

質問2: 逢瀬川の堆積土砂撤去を平成27年度から実施しているのか。どこを実施したのか 写真を撮影し、次回の説明会で提示して欲しい。

回答2: 逢瀬川の堆砂除去実施状況については、資料「逢瀬川下流部(旧4号より下流)に おける河道掘削等状況」のとおりです。

質問3: 逢瀬川の事業別評価調書を県のホームページよりダウンロードして確認した。平成16年度の調書には完成目標年度が平成21年度となっている。平成21年度の調書には完成目標年度が平成29年度となっている。平成26年度の調書には完成目標年度が平成31年度となっている。今回、完成目標年度が令和10年度という。用地の取得が完了している状況でどうして10年も延長するのかわからない。わかるように資料を作成して次回の説明会で説明して欲しい。

回答3: 福島県公共事業評価は継続事業の場合5年経過する際に再評価を受けることとなります。平成31年度事業再評価において完成目標年度を令和10年度(平成40年度)に見直されましたのは、咲田橋架け替えに伴う占用物管理者など関係機関との協議調整に要する必要期間などを考慮し見直されたものです。

なお現時点としましては、今回の説明会資料のとおり令和8年度完了を目指し事業を進めております。

- 質問4 谷田川の堤防高さは6.7m、逢瀬川の堤防高さは5m、足りないのではないか。標高を記載して比較資料を作成し、わかるように説明して欲しい。
- 回答4: 谷田川の計画堤防高さ(河床から堤防天端までの高さ)は6.7m、逢瀬川の計画堤 防高さは6.0mです。

河川毎に計画流量(河川改修を計画する上で設定する流量)や河床勾配(上流から下流への角度)などが異なるため堤防高さも異なりますが、各河川とも計画流量を流下させるための断面(堤防の高さや川幅)としております。

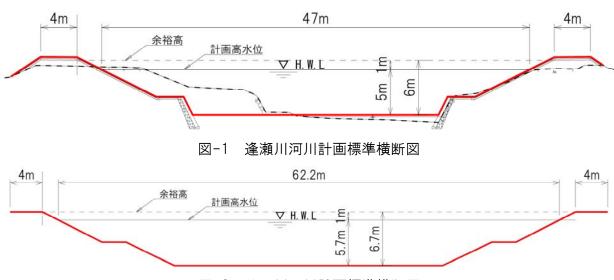


図-2 谷田川河川計画標準横断図

河川名	逢瀬川	谷田川
標準横断図	図-1	図-2
計画高水流量	520m3/s	800m3/s
河床勾配	1/700	1/810
計画高水位水深	H=5.0m	H=5.7m
余裕高	H=1.0m	H=1.0m
河川断面積	A=179.0m2	A=271.41m2
流量/断面積	2.91	2.95

質問5: 咲田橋右岸側の上流側下流側に大型土のうを設置していない箇所がある。そのままではまた越水することになる。対処して欲しい。咲田橋は大雨が降ると越水する恐れがある。通行規制して対策する必要がある。

回答 5: 逢瀬川が増水し越水する恐れがある場合には、咲田橋前後の市道を通行止めとし、 咲田橋前後を大型土のう設置することで対応しています。現地には、緊急時に備え咲 田橋付近に大型土のうを準備しています。

なお、緊急時に市道を通行止めにすることについては、咲田橋前後に周知看板を設

置するなど皆様への周知を図っているところです。ご理解ご協力のほどよろしくお 願いします。

質問 6: 咲田橋上流からせせらぎ水路までの間右岸側は、越水した箇所にもかかわらず着手 しないのはおかしい。いつ着手するのか次回説明会に回答して欲しい。当該箇所から また越水して被害が出た場合に県が賠償してくれるのか。

回答6: 咲田橋上流からせせらぎ水路 (開成山排水樋門) までの区間の両岸は、今後実施する咲田橋架け替え工事及び排水樋門改修工事に合わせて築堤護岸工事を実施する予定です。

なお、当該区間の築堤護岸工事に着手し完了するまでの期間中は、大型土のうを設置して対応します。

○道路に関する質問

質問7: 赤木小学校交差点部が薄暗いため、歩行者が横断歩道を渡っているところへ右折車 両が進入するなど危険な状態である。明るくしてもらいたい。

回答 7: 現地精査の上、安全性が確保されるか関係機関と協議し、必要に応じて照明の設置等を検討します。

質問8: 赤木小学校交差点部に防護柵等の設置をして欲しい。縁石だけでは車両が乗り越えて危険である。

回答8: 交差点部に車両乗越を防ぐための防護柱を設置する予定です。

質問9: 大窪橋南東側のアンダーパス部は直角に曲がるので、見通しが悪く危険である。 道路鏡の設置、標識の設置等、事故が起きる前に安全対策を実施して欲しい。

回答9:カーブミラーを設置いたしました。

<令和2年5月14日付陳情に関する回答>

陳情者:福島県一級河川逢瀬川堤防建設・内水対策期成会

(福島県郡山市逢瀬川町内会連合会、大重、若葉東、若葉西、新咲田、桜木町町内会)

- 陳情 1: 福島県議会令和元年 12 月定例会における猪股慶藏福島県土木部長の答弁を履行し、 今後とも大規模な豪雨による災害に備えるため、地域住民の意見を反映させ、必要な 予算を確保し令和元年台風 19 号により越水・氾濫した逢瀬川の堤防の築堤を、令和 2 年度内に完成させること。
 - ① 令和元年台風 19 号により越水した大窪橋上流(若葉町 12-3 地先)から開成山樋門間や逢瀬川咲田橋両岸の築堤工事が迅速に実施できるよう令和 2 年出水期(6 月上旬)までに関係機関との調整を終了させ、地域住民の意向を反映させて令和 2 年度内に完成させること。
- 回答10: 逢瀬橋から幕ノ内橋までの区間の築堤護岸整備について令和2年度完了を目指し現在工事実施中です。なお、咲田橋や開成山樋門などの大規模構造物の改築を要する区間は、工事完了までの期間中は仮設大型土のうの常設、異常出水時の通行規制や大型土のうによる締め切りなどの対応を図りつつ、早期完了を図っていきます。

現在設置済みの大型土のうは、随時点検を行い破損が著しいものは新しい物に 交換したところですが、お気づきの点などありましたら情報提供いただきますよ うお願いします。

- 陳情 2: 令和元年台風 19 号により越水・氾濫した逢瀬川下流沿岸で被災した住民説明会を 行政執行責任者である内堀雅雄福島県知事が出席して行うこと。
 - ① 令和元年 12 月 5 日付けで福島県一級河川堤防建設内水対策期成会が内堀雅雄福島県知事に提出した「逢瀬川堤防の嵩上げ工事の計画前倒しによる早期完成要望書」に対して福島県知事名の公文書を用いて回答すること。令和元年台風 19 号により逢瀬川が越水・氾濫したことに係る住民説明会を、河川法に基づく河川管理者であり行政執行責任者の内堀雅雄福島県知事が出席し開催すること。
 - ② 令和2年2月22日の住民説明会の議事録を福島県議会と同様に作成し地域住民 に配布するとともに、指摘された課題や検討事項について説明資料を作成し福島 県及び郡山市の主催により住民説明会を開催すること。

また、開催は、平成28年7月28日に福島県県中建設事務所が「逢瀬川の川づくりを考える会」の開催案内を作成し報道機関に配布したチラシと同様の形式とし、地域住民に配布し出席案内を行うこと。

回答 11: 本県知事宛の各要望に対しましては、まずは関係部局が対応しておりますので、 県中管内における河川や道路等の土木行政に関するものにつきましては、当県中建 設事務所が責任を持って対応しているところです。

また、令和2年2月22日開催説明会の議事録は、福島県と郡山市で共同作成した ものを期成会議事録署名人にご確認いただき、各町内会長に令和2年7月28日に 必要部数を配布させていただきました。

- 陳情3: 福島県議会令和元年12月定例会における猪股慶藏福島県土木部長の答弁を履行し、 地域住民の意見を反映させ、現在の堤防計画高(5.0m)よりさらに高くするとともに、 今後とも大規模な豪雨による災害に備えるため築堤の完了時期の前倒しをすること。 また、築堤が完了するまでの間に被災した場合は、福島県において憲法第17条によ る支援を行うこと。
 - ① 福島県県中建設事務所による令和2年2月22日の住民説明会では、福島県が逢瀬川逢瀬橋に設置した危機管理型水位計は、台風19号により『越水・氾濫したことにより6.1m以上測定できなかった』と説明しており、現在計画している堤防の計画高5.0mでは不足している。
 - ② このため、福島県議会議事録令和元年 12 月定例会 12 月 19 日一般質問及び質疑 (一般)-06 号 25 番佐久間俊男議員による質問について猪股慶藏福島県土木部長は、『3 か年緊急対策等を活用し、事業進捗を早めるとともに、新たに改修が必要となる河川については地域住民等の意見を聞きながら速やかに計画を策定し、今後とも大規模な豪雨による災害に備える』と答弁しているとおり、「国土強靭化計画、中小河川緊急プロジェクト、激甚災害制度の災害復旧国庫補助事業」に、逢瀬川下流域のどこの場所が位置付けられているかを地番、地先までの資料を作成し具体的に説明を行うこと。また、この補助事業に該当していない場合には、その理由を具体的に説明すること。さらに現在の堤防計画高(5.0m)では堤防高が不足していることからより安全な高さにすること。

また、越水、氾濫したにも係わらず築堤時期が不明との危機感のない回答であったことから地域住民の意見を反映させ、国の代行施行や激甚災害事業なども活用し、築堤の完了時期の前倒しをすること。

回答12: 逢瀬川において逢瀬橋(旧4号)から幕ノ内橋までの1270m区間を"中小河川緊急対策プロジェクト事業"や"国土強靱化3カ年緊急対策事業"などの交付金事業、令和元年度からは補助事業により河川改修を進めています。

また、逢瀬橋より下流についても、福島県緊急水災害対策プロジェクトに位置付けた河道掘削や堤防強化(堤防天端の舗装など)を実施しております。

なお、昨年の台風19号により発生した事象と同等規模の異常出水(水位上昇) に対応するには、逢瀬川だけではなく阿武隈川本川の流下能力の向上を図る必要 があるため、今後も国・県・市が連携した治水対策に取り組んで参ります。

- 陳情4: 逢瀬川下流域の築堤が完成するまでの間における越水した箇所の越水、氾濫防止などの災害の未然防止や避難所の確保をすること。
 - ① 逢瀬川の堤防の嵩上げ工事が終了するまでの間に、越水、氾濫などの被害が発生しないよう、福島県と郡山市の連帯責任により、『事前(増水する前)』に、逢瀬川 咲田橋両岸や、堤防の越水、氾濫した箇所に十分な高さの土嚢を隙間が生じないよう積むなど対策を講じるとともに、チラシを作成し地域住民に説明を行い周知すること。
- 回答13: 咲田橋付近における越水対策について、道路管理者郡山市と協議のうえ、増水に 伴い越水の恐れがある場合は、咲田橋を通行止めし、大型土のう等により市道部を 締め切ることとしています。このことについては、現地に案内看板を設置し皆様へ

の周知を図っているところですが、県中建設事務所ホームページや広報こおりやま8月号にも掲載していますのでご確認ください。また、郡山市では、現在249箇所を指定避難所としており、このうち、地域の近隣の避難所としては、郡山第五中学校や芳山小学校、郡山第二中学校などの指定避難所があります。

陳情5: 昭和63年度から河川改修事業に着手していたにも関わらず逢瀬川下流域の築堤を 遅延させたこと(事業別評価調書の事業の進捗状況は評価Aが繰り返されている)。

また、バックウオーターが発生し水位が上昇しやすい地域であることを把握していたにも係わらず排水樋門や雨水ポンプから内水を放流したことから被災したため、福島県と郡山市の連帯責任により充分な支援をすること。

- ① 福島県議会議事録令和元年 12 月定例会 12 月 16 日一般質問及び質疑(一般)-04 号 49 番神山悦子議員による質問では、被災した住宅で生活を続けている避難者に避難所と同等の支援を行うべき、同じく台風第 19 号の被害を受けた岩手県は既に県独自の制度があり、半壊 20 万円と床上浸水 5 万円、長野県は半壊 50 万円、茨城県は半壊 25 万円を支給しているとあり、内堀雅雄福島県知事による答弁では、市町村と連携し、県独自の特別給付金を支給(10 万円)すると答弁しているが、他県と見劣りし不足していることから更なる支援を行うこと。
- ② また、福島県と郡山市は連携し、被災した住宅で生活を続けている避難者に避難 所と同等の支援を行うこと。
- ③ 須賀川市では、台風 19 号により被災した住居の床下の泥出し消毒など独自制度 を創設(令和元年 10 月 19 日朝日新聞)しているが、郡山市では仕組みがないこと から、福島県と郡山市が連携し住居の床下の泥出し消毒を行うことの独自制度を 創設すること。
- 回答14: 福島県における令和元年東日本台風(台風第19号)等関連被災者支援として以下 の制度等がありますが、詳しくは福島県のホームページでご確認願います。
 - ・被災者の住まいの支援制度
 - •被災者生活再建支援制度
 - ・台風第 19 号に係る被災者生活支援特別給付金
 - 被災住宅の応急修理
 - ・被災住宅の復旧・再建に関する情報
 - ・県営住宅の提供
 - ・令和元年台風第19号に伴う災害に係る民間借上げ住宅の供与
 - ・県税の減免等について
 - ・国税の減免等について など

また、郡山市における令和元年東日本台風(台風第19号)等関連被災者支援として以下の制度等があります。詳しくは郡山市のホームページでご確認願います。

 \bigcirc :該当有り \triangle :別途条件有り -:該当無し

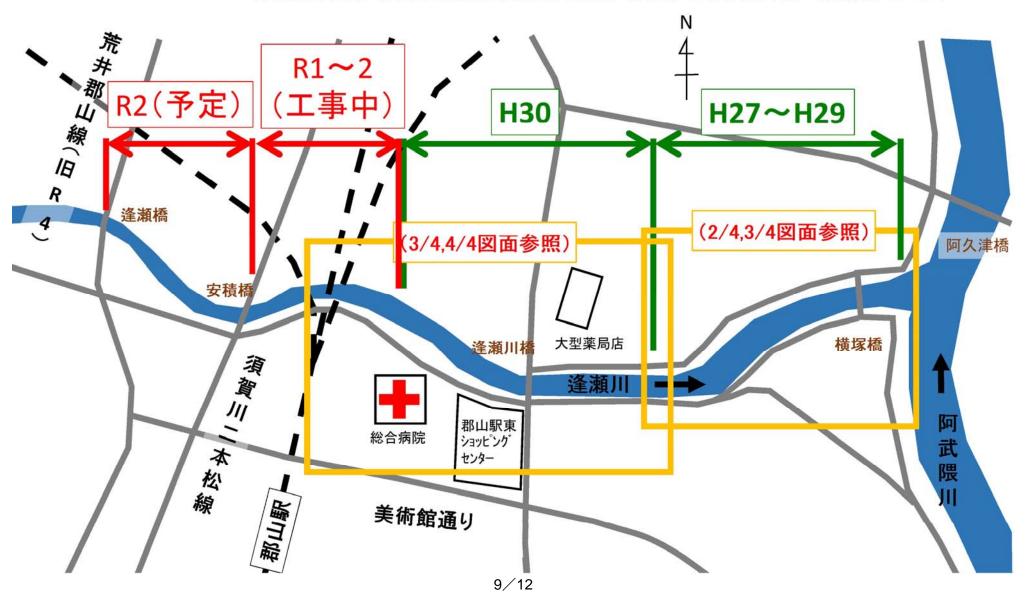
No.	各種支援制度	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊 (床下)	その他	お問合せ先	電話 番号
1	災害見舞金		0	0	_	_	保健福祉	924-
2	令和元年台風第 19 号義援金(国・県・市)	0	0	0	0	_	総務課	3822
3	災害弔慰金 (国)	_	_	_	_	Δ		
4	災害障害見舞金(国)	_	_	_	_	Δ		
5	被災者生活再建支援制度	0	0	Δ	_	_		
6	市税等の減免(個人の市県民税、事業所 税)	0	0	0	_	Δ	市民税課	924- 2081
	市税等の減免(固定資産税、都市計画税)	0	0	0	_	Δ	資産税課	924 - 2091
	市税等の減免(国民健康保険税)	0	0	0	_	Δ	国民健康保険 課 国保税係	924- 2141
	市税等の減免(介護保険料)	0	0	0	_	Δ	介護保険課 保険料係	924- 3021
7	国民年金第1号被保険者の国民年金保険料 の免除	0	0	0	_	Δ	国民健康保険 課 国民年金係	924- 2141
8	水道料金の減免	0	0	0	0	0	お客様サービ	932-
9	下水道使用料・農業集落排水施設使用料の 減免	0	0	0	0	0	スセンター	7641
10	仮換地に係る証明手数料等の免除	0	0	0	0	_	区画整理課	924- 2341
11	市営住宅等への仮入居	Δ	Δ	Δ	Δ	_	住宅政策課	924-
12	住宅の応急修理	Δ	Δ	Δ	Δ	_]	2631
13	民間賃貸借上げ住宅	Δ	Δ	Δ	_	Δ		

出典:東日本台風による各種支援制度パンフレット【第16版】

施工年度	H27	H28		H29	H30	R1~2	R2
施工内容	堆砂除却	堆砂除却	伐木	堆砂除去	堆砂除去	堆砂除却	堆砂除却

※令和元年度工事は2回の入札不調及び台風19号対応により令和2年度へ繰り越して工事中

[1/4]

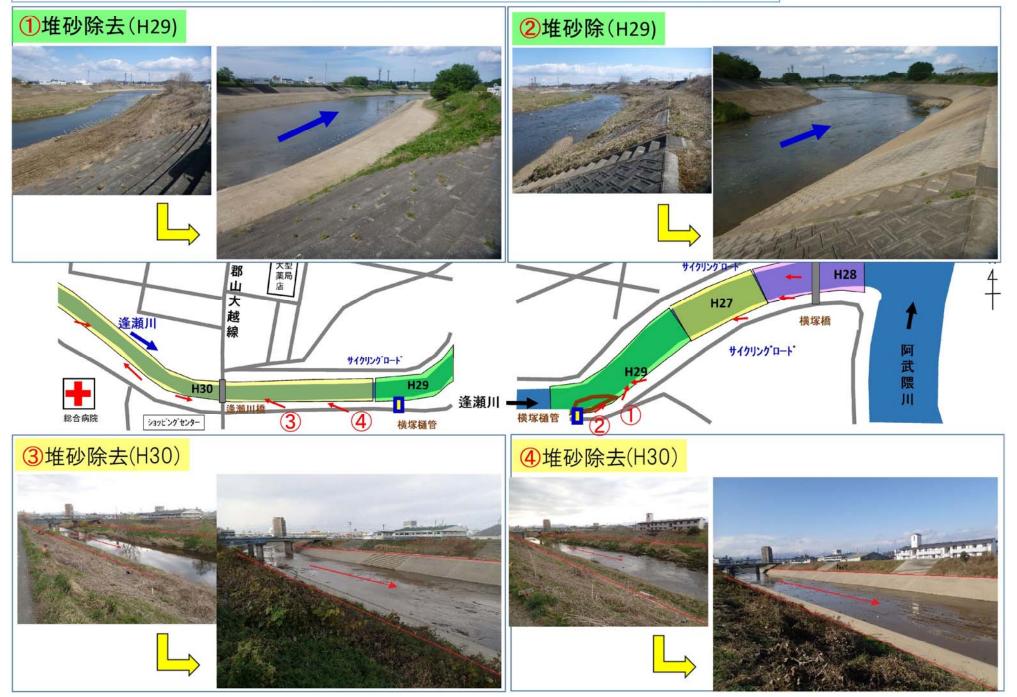


[2/4]

R2.8 県中建設事務所 管理課



逢瀬川下流部における河道掘削等状況(H29H30年度施工箇所)【3/4】



R2.8 県中建設事務所 管理課



令和2年度逢瀬川堤防建設及び内水対策 合同説明会資料

~逢瀬川沿川に係る内水対策について~

令和2年8月29日 郡山市

水害の形態

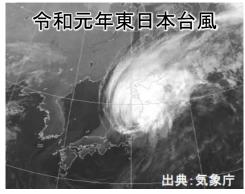
洪水 (外水)

台風や前線によって 流域に大雨が降った場合、 川の水量が急激に増大

対策の主体:国(阿武隈川)

県 (逢瀬川)

河川からの氾濫(外水氾濫)





令和元年東日本台風 雨量: 1時間最大27mm/h、10分間最大6mm/10分(アメダス郡山) 阿武隈川の水位: 10.01m(阿久津 HWL8.68m)

内水(内水氾濫)

①河川の水位が上昇し、堤内地の水が 河川へ排水できなくなる。



対策の主体:

国(阿武隈川)

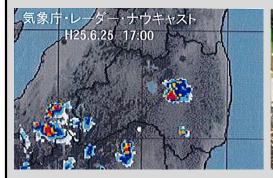
県(逢瀬川)

市(雨水ポンプ場)

②<u>短時間に強い雨が降る</u>ことにより 下水道などの排水能力を超える。

対策の主体:<mark>市</mark>

(郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン)



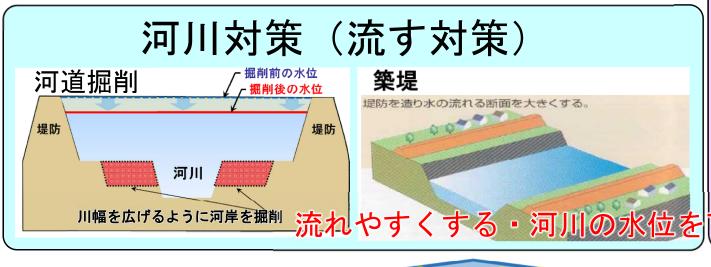


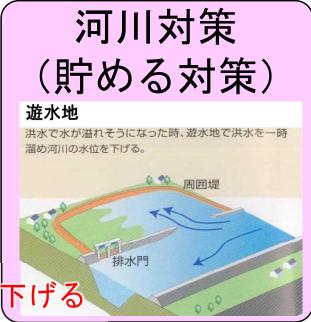
H22.7.6 雨量: 1時間最大74mm/h、10分間最大23mm/10分(水防郡山)

阿武隈川の水位: 4.23m (阿久津 HWL8.68m)

各管理者による対策

河川管理者 (国、県、市)





出典:近畿地方整備局HP資料に一部追記

流域治水

下水道管理者(市)

内水対策(流す対策)



内水対策(貯める対策)

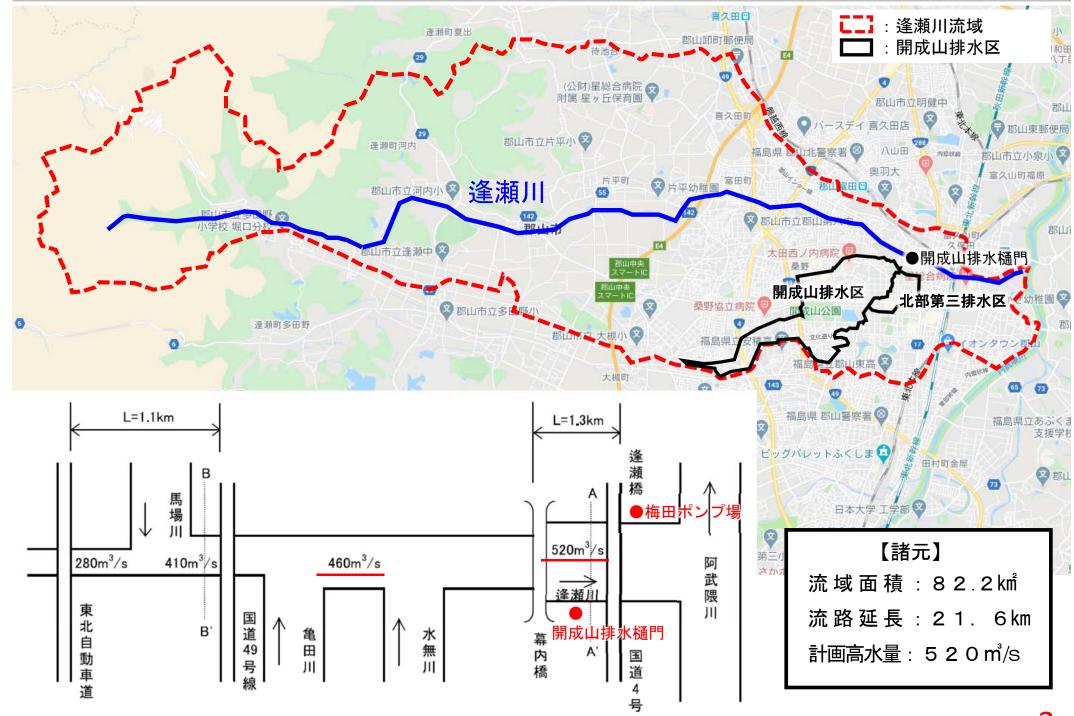


- 麓山調整池
- 赤木貯留管 等

雨水流出を抑える

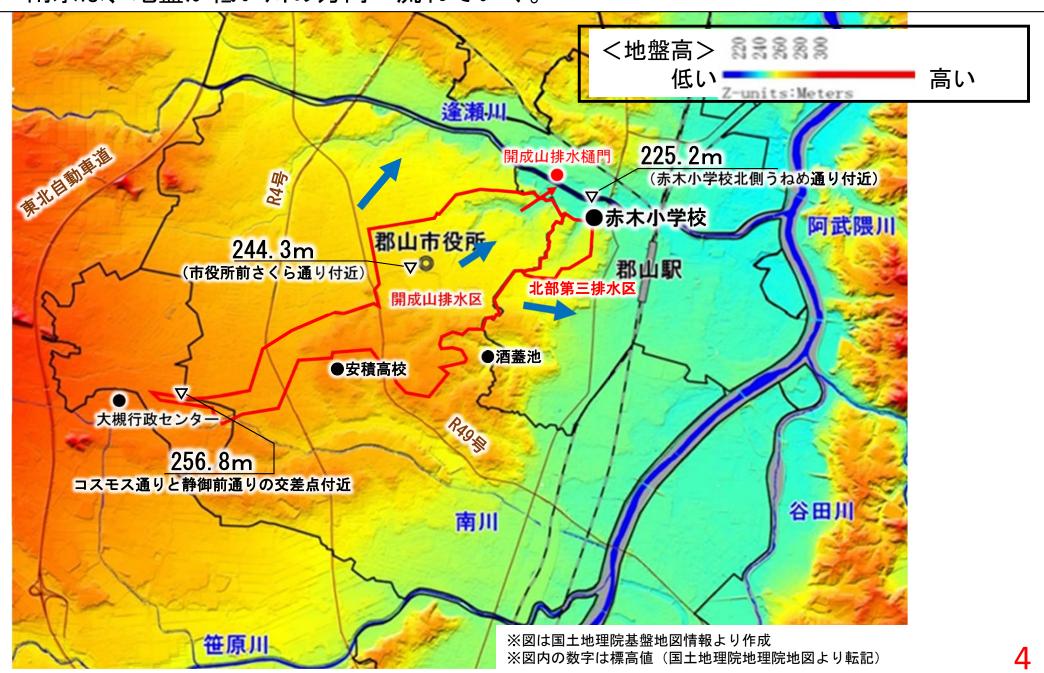
2

逢瀬川の流域について



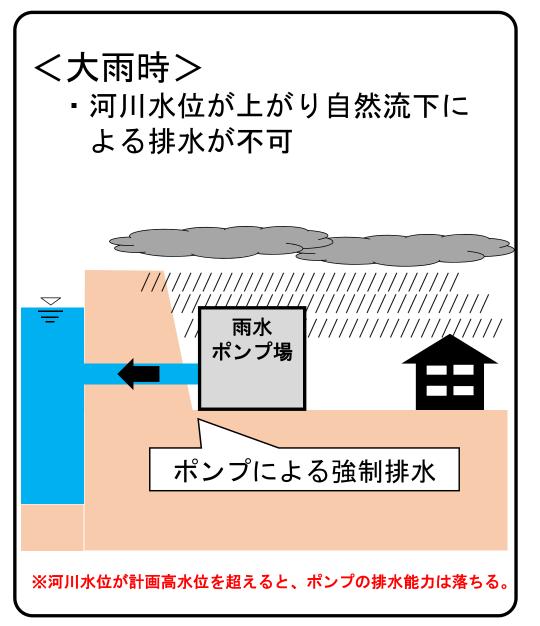
郡山市の地形と水の流れについて

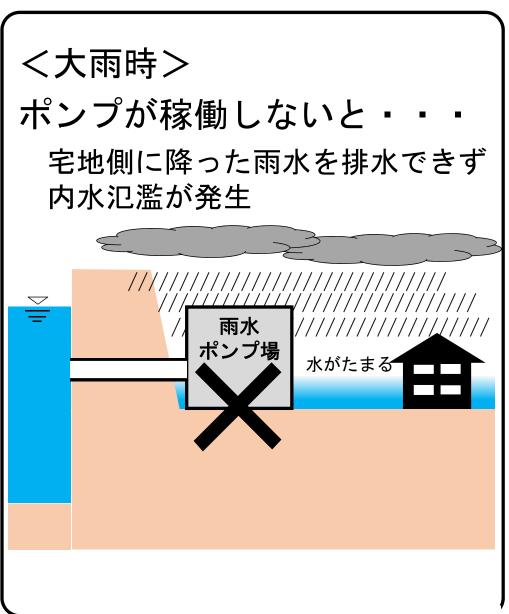
- 川の近くは周辺よりも地盤が低い。
- ・雨水は、地盤が低い川の方向へ流れていく。



雨水ポンプ場の役割について

・雨水ポンプ場:河川水位が高く「宅地に降った雨水」を自然流下で河川へ排水でき ない場合に稼働する。





郡山市の雨水ポンプ場



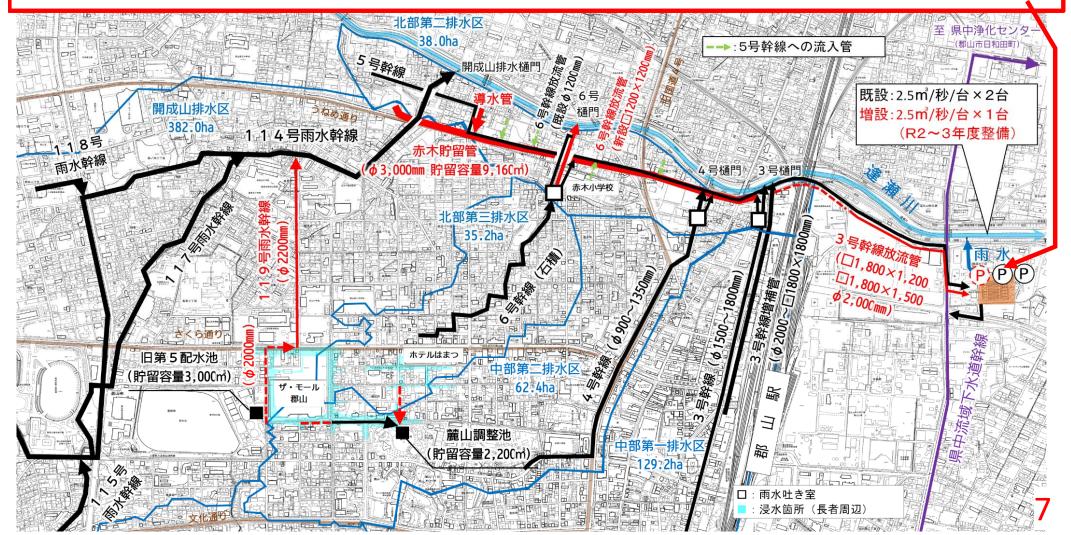
郡山市の雨水ポンプ場 ~下水道管理センター~

赤木町、若葉町付近において、台風等の大雨により逢瀬川水位が上昇し、自然流下による排水が困難となる場合

⇒雨水ポンプ(下水道管理センター)で強制排水

既設 $150 \,\text{m}^2/\text{分}/\text{台} \times 2 \,\text{台}$ 、新設 $150 \,\text{m}^2/\text{分}/\text{台} \times 1 \,\text{台}$ (R2 \sim 3年度)

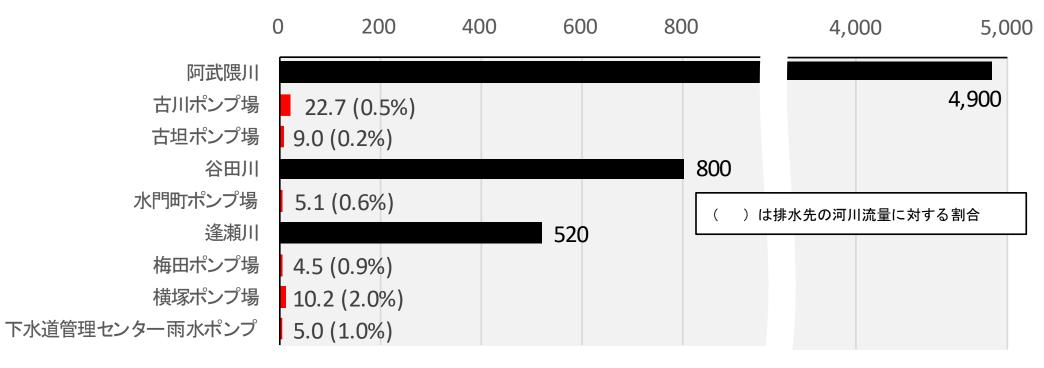
⇒稼働日数(R元年度26日、H30年度25日、H29年度22日)



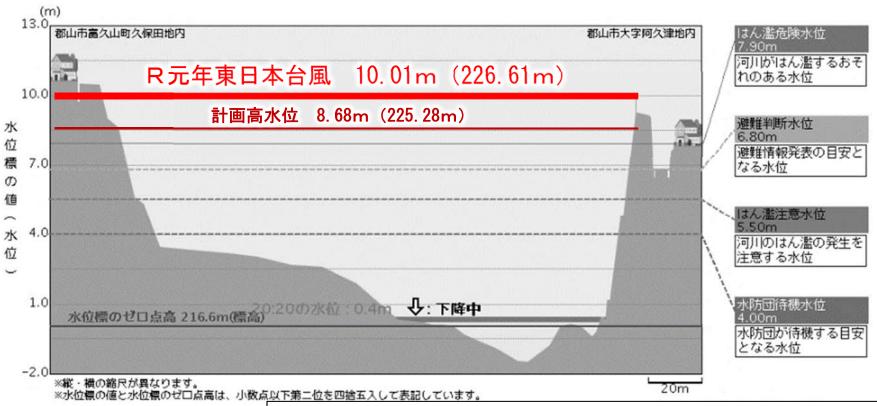
雨水ポンプ場の排水能力について

- ・河川流量と雨水ポンプ場の排水能力を比較すると下図のとおり。
- 雨水ポンプ場は「宅地に降った雨水を川へ排出するための施設」であるため、 河川流量と比較すると、排水量はわずかである。





- ・ 阿武隈川流量は河川整備計画目標値(現状の流下能力達成率は目標値の60%程度)
- ・谷田川、逢瀬川の流量は、整備済み又は整備中の計画高水流量





※「国土交通省川の防災情報」に一部追記

~例えば~

- ①古川ポンプ場排水量:22.65㎡/秒
- ②阿久津水位観測所付近の川幅:220m
- ③流速 : 4m/秒
- $(1) \div (2) \div (3) = 0.03 \text{ m}$

越水時、古川ポンプ場排水量の河川水位への 影響は3cm程度

実際には、河川水位が計画高水位を超えると、川の水位による圧力が強まり、 ポンプの排水量は計画能力以下であったと考えられるため、河川水位への 影響は3cm未満となっていたものと想定される。

6号樋管の運転、操作状況について

・10月12日から13日の排水ポンプの運転状況と樋門操作を時系列で表す。





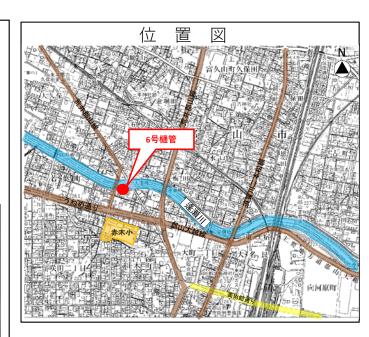


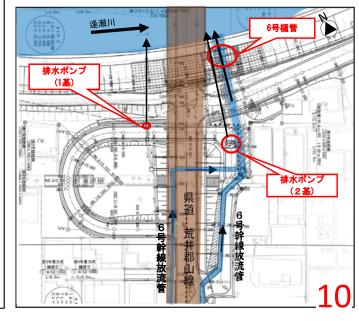






年月日	時間	ポンプ運転・樋門操作状況	備考
R1. 10. 12	17:06	排水P運転	8インチポンプ2基
	19:34	排水P運転	8インチポンプ1基
	21 : 12~19	樋門全開→全閉→開度50%→開度75%	職員が内水の状況を確認しな がら調整
R1. 10. 13	4:50	樋門全閉	
	17 : 57	樋門全開	
	18 : 48	排水ポンプ停止	8インチポンプ1基
	18 : 54	排水ポンプ停止	8インチポンプ2基





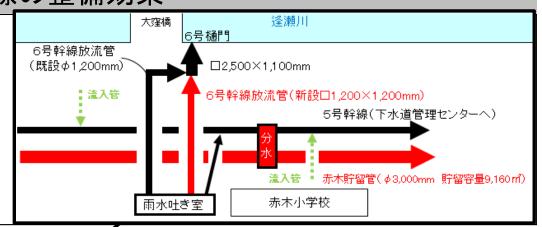
6号幹線放流管および119号雨水幹線の整備効果

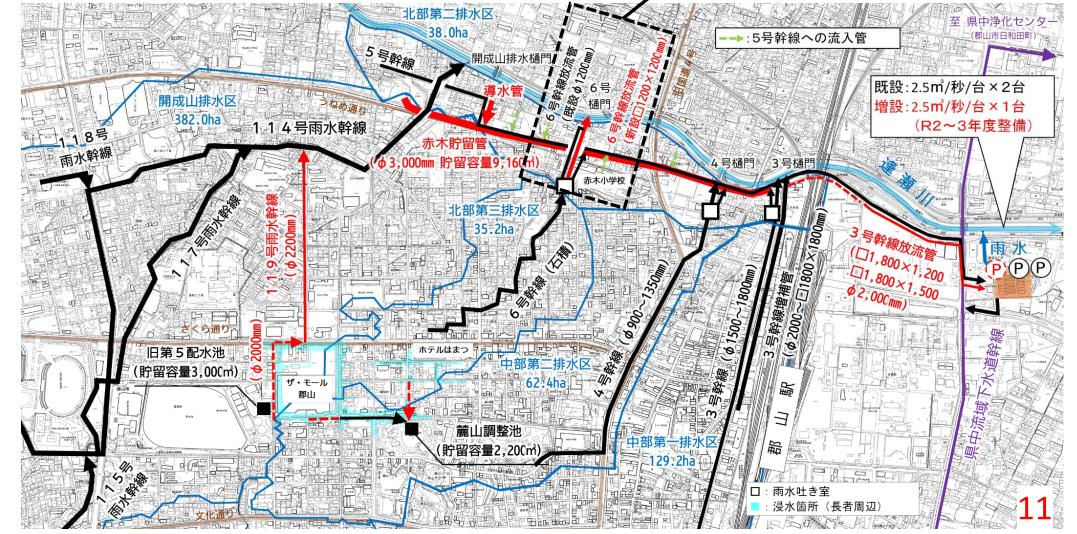
<6号幹線放流管>

- ・ 既設 6 号幹線放流管は昔の基準 (35mm/h対応) で整備
- ・ゲリラ豪雨時に雨水を排水しきれず、赤木小学校西側で溢水 ⇒□1200×1200mmの雨水管を新設し排水能力を増強 (50mm/hの降雨に対応)

<119号雨水幹線>

- ・ゲリラ豪雨時に雨水を排水しきれず、長者一丁目周辺が浸水
 - ⇒○2000~2200mmの雨水管を新設し排水能力を増強 (50mm/hの降雨に対応)

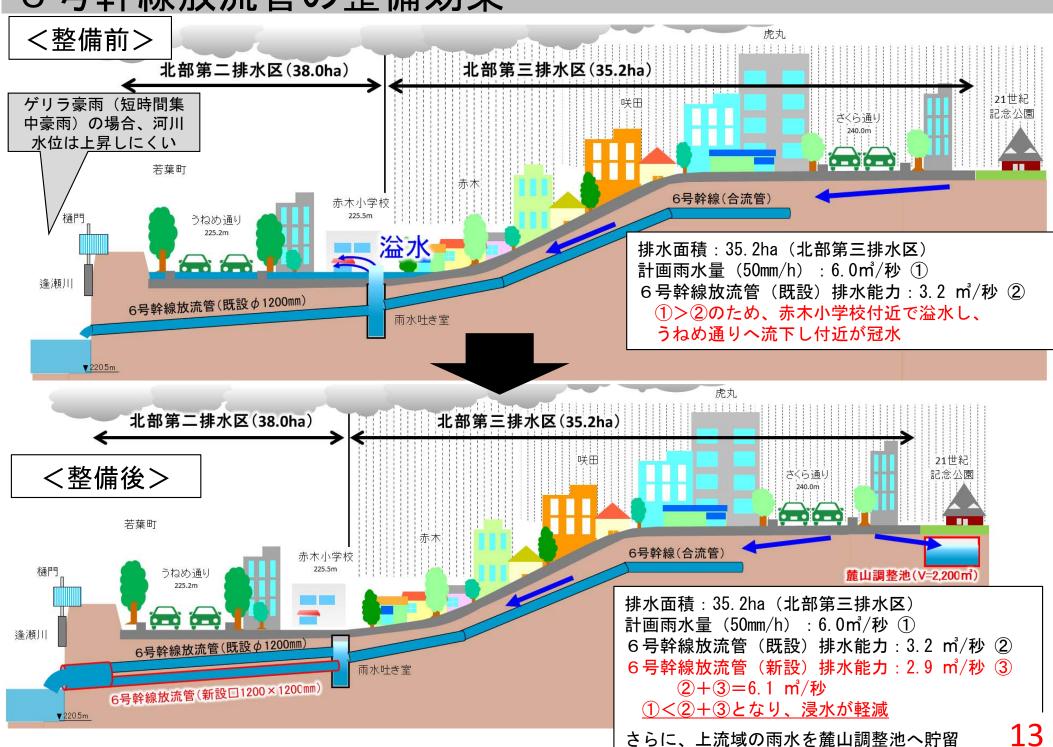




6号幹線、119号雨水幹線について

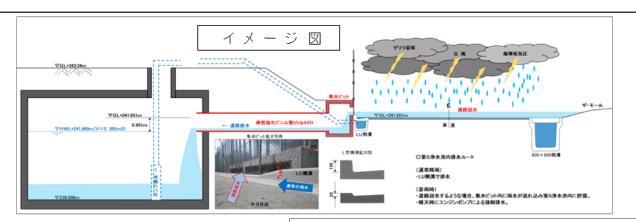


6号幹線放流管の整備効果



旧第五配水池の雨水貯留管としての利用について

- ・旧第五配水池の構造
- ・ 貯留の実績



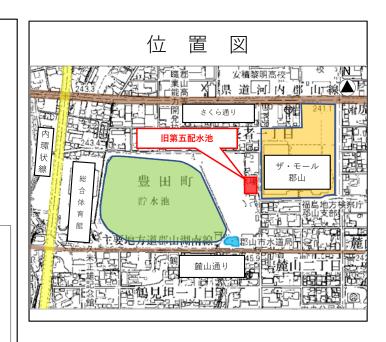
貯留量(㎡)	降雨状況		
1,986.94	8.11豪雨		
557.31	8.2豪雨		
630.01	8.17台風7号		
476.54	8.22台風9号		
1,324.63	8.6豪雨		
1,130.78	7.10豪雨		
1,033.87	5.15豪雨		
613.85	6.23豪雨		
387.70	7.16豪雨		
258.46	7.28豪雨		
210.0	8.6豪雨		
% 3,069.26	10.12台風19号		
323.08	5.23豪雨		
	1,986.94 557.31 630.01 476.54 1,324.63 1,130.78 1,033.87 613.85 387.70 258.46 210.0 ※3,069.26		

最大貯留量

面積 A=1,615.4㎡ 深さ H=1.8m 貯留量V=1,615.4㎡×1.851m=2,990.1㎡ ≒3,000㎡



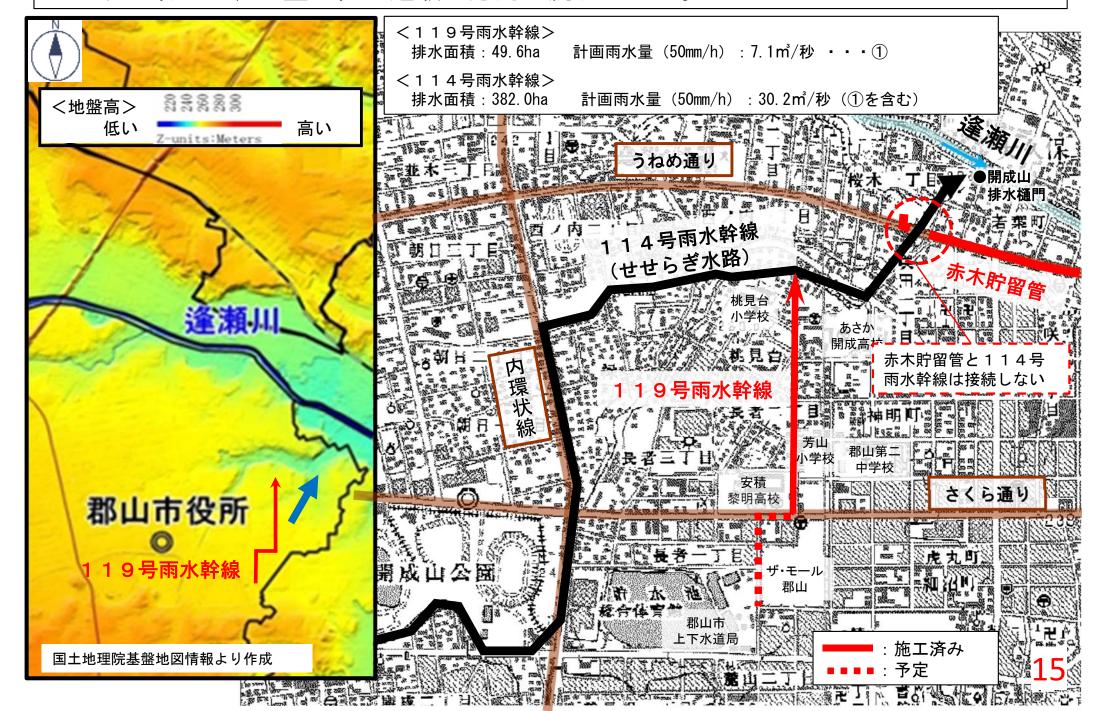
※道路冠水により水深1.90m





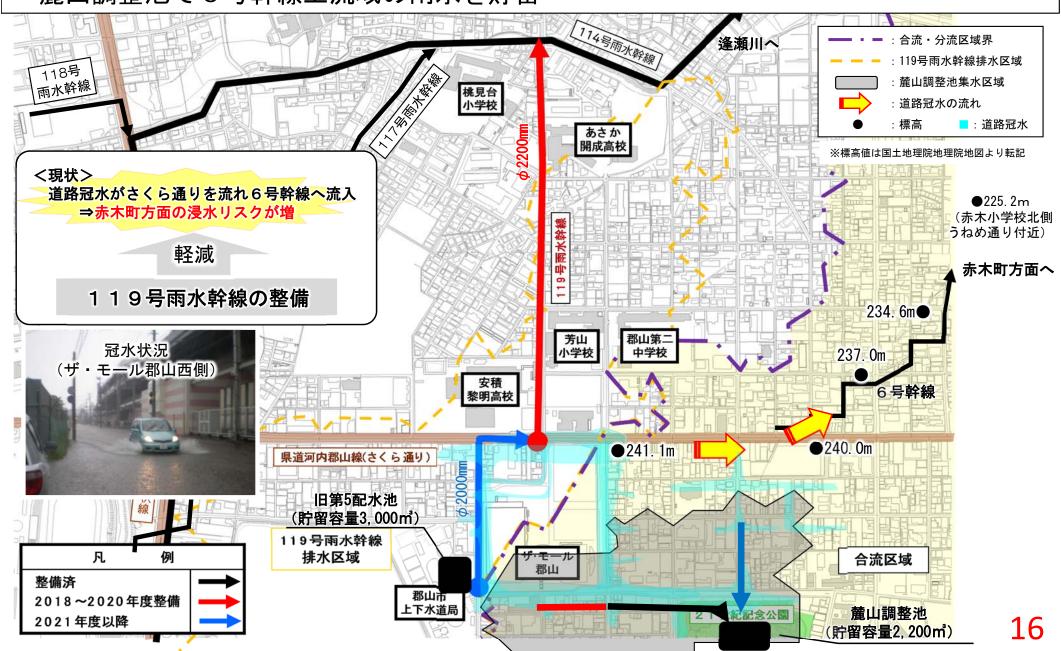
119号雨水幹線について

・地形に沿って、地盤が低い逢瀬川方向へ流れていく。



119号雨水幹線の整備効果

- 119号雨水幹線によって、さくら通りやザ・モール郡山周辺の浸水を軽減 ⇒道路冠水時に赤木町方面への雨水の流入を軽減
- 麓山調整池で6号幹線上流域の雨水を貯留



梅田ポンプ場の稼働状況について

• 運転開始: 2019年10月12日11時50分

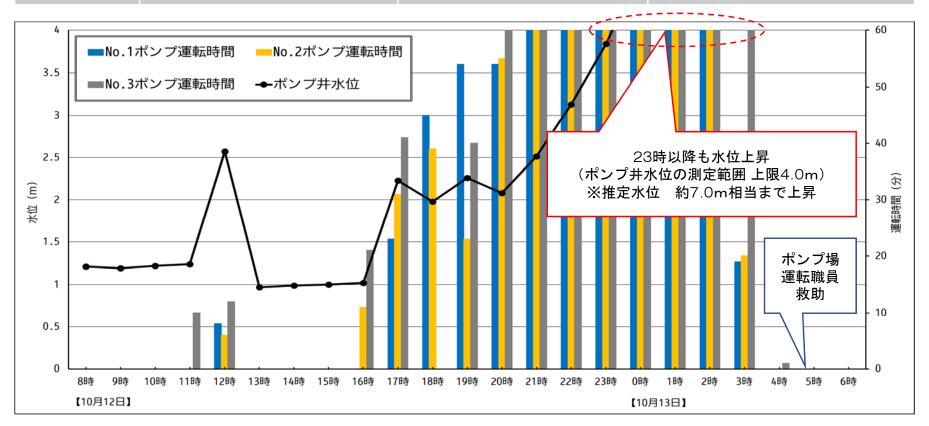
• 運転停止: 2019年10月13日4時1分



・総稼働時間:28時間33分

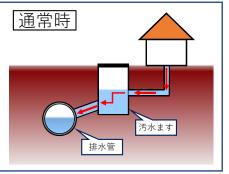
≪内訳≫

	運転開始	運転停止	稼働時間
No.1	12日12時5分	13日3時19分	9 時間23分
No.2	12日12時17分	13日3時20分	9時間5分
No.3	12日11時50分	13日4時1分	10時間5分

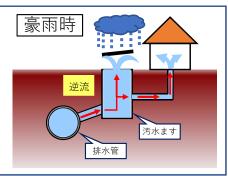


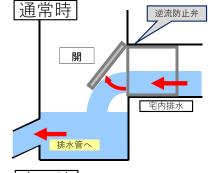
逆流防止弁と防臭器具について

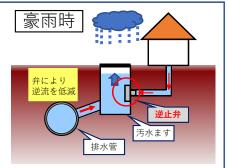
□逆流防止弁とは

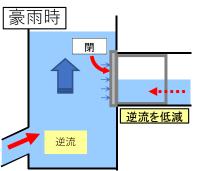








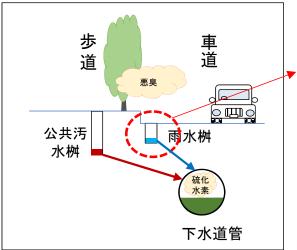


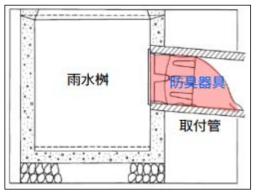


◎製品の特徴

- ・宅地内への下水の逆流を低減させる効果がある。
- ●課題
- ・取付する桝の深さにより取付できない場合がある。
- ・「詰まり」の原因となりやすいため、定期的な維持管理が 必要となる。

□防臭器具とは





●雨水桝内に防臭器具を設置し悪臭 の拡散を防止します。

○各種防臭器具

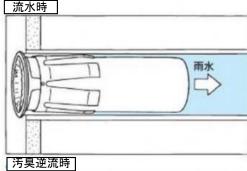


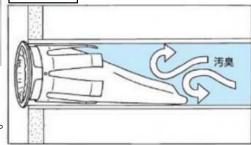






防臭リング





◎製品の特徴

防臭逆止弁

- ・下水道管からの悪臭を低減させる効果がある。
- ・設置が容易
- ・後付けが可能
- ●課題
- ・防臭リングは安価であるが耐久年数は概ね2年程度。
- ・大雨時に下水道管からの逆流により離脱する場合がある。
- ・雨水桝と合わせて定期的なメンテナンスが必要。



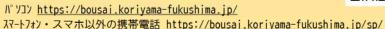
郡山市の災害情報を配信します

気象情報や国民保護情報をはじめ、市内で発生した災害情報や避難勧告等の住民避難情報について、さまざまな手段で配信しています。 メールマガジンやSNSなどに登録して、最新の防災情報を入手しましょう!



防災ウェブサイト

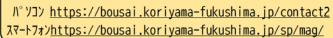
防災専用のウェブサイトです。





メールマガジン

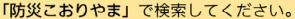
防災ウェブサイト内の「防災メールマガジン」
から登録いただくことができます。





SNS (フェイスフ゛ック、ツイッター)

フェイスブック、ツイッターに登録されている方が「いいね!」や「フォロー」していただくことで利用できます。





周波数・・・FM79.1MHz テレビ(NHKデータ放送)

防災行政無線

屋外スピーカーから放送を流します。

他の配信手段で内容をご確認ください。

コミュニティFM放送

「郡山コミュニティ放送(ココラジ)」から放送します。

※番組放送中でも強制割込みで災害情報をお知らせします。

市内の小中学校や公民館、公園などに設置した

※お住まいの地域や気象条件により聞きとりにくい場合は

NHKのデータ放送で確認できます。 リモコンの「dボタン」を押すとL字画面に切り 替わります。

電話ガイダンス

災害情報を新着順に電話でお知らせします。 **災害情報専用電話 ☎024-924-2211**

緊急速報メール

NTTドコモ、au、ソフトバンクの携帯電話に 送信されます。

- ※情報は発信時点で市内にいる方に配信されます。
- ※機種により設定が必要なものや受信できないものがあります。

スマ保 災害時ナビ

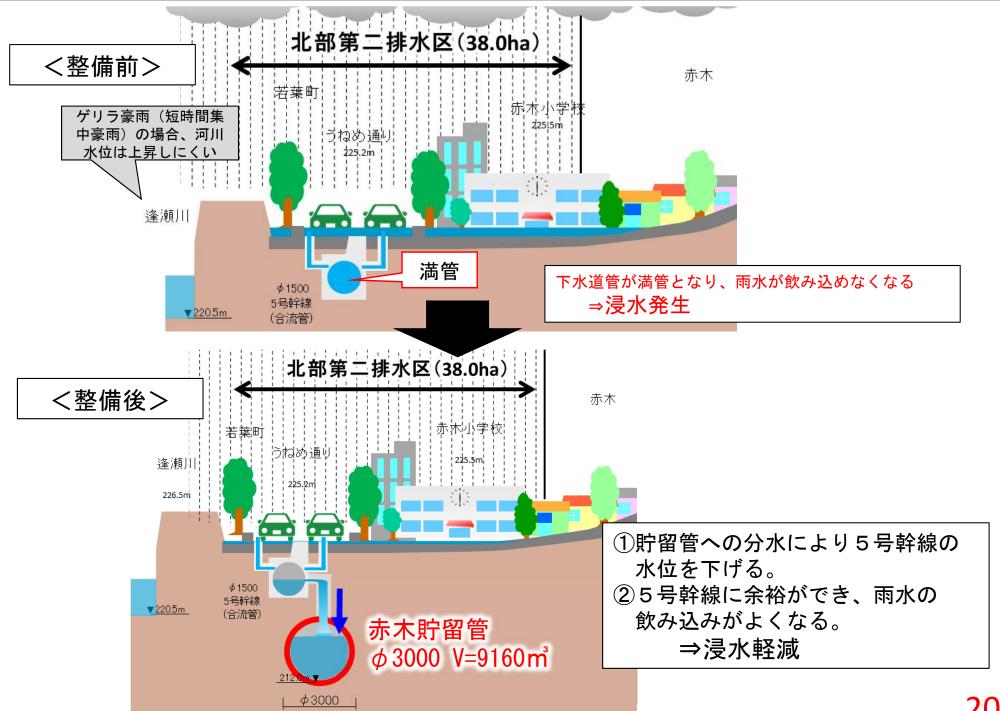
災害時に役立つスマートフォン用アプリです。

災害時ナビスマ保の



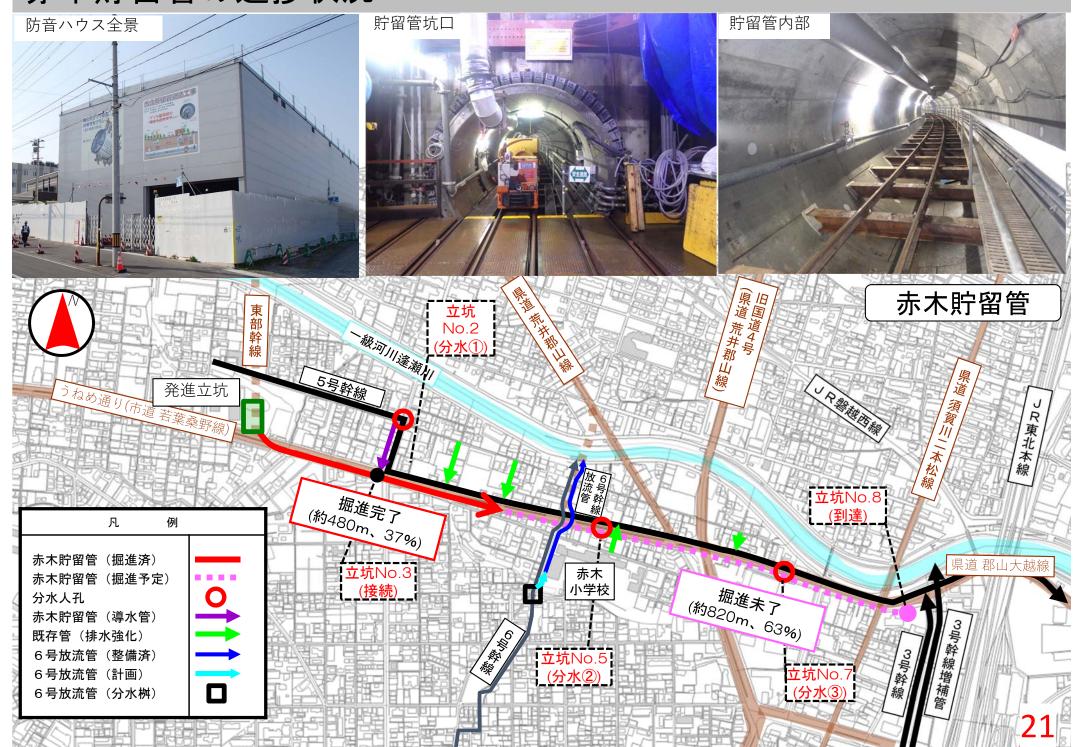
- ※スマートフォンのGPS機能を使って現在地情報を取得し周辺の避難場所等が表示されます。
- ※現在地から避難場所までのルートを表示したり、避難場 所の住所などの詳細情報を確認することができます。

赤木貯留管の整備効果



L=1,320m

赤木貯留管の進捗状況



逢瀬川河川改修に関する質問や要望に対する回答

令和2年8月18日に期成会から指定された、令和2年2月22日開催の逢瀬川河川改修 事業に関する説明会及び令和2年5月14日福島県知事宛て陳情書に対しての、本市からの 回答及び補足説明については、以下のとおりです。

<補足説明>

- ◆水害の形態とその対策(資料P1,2)(上下水道局)
 - ・外水(洪水)は、台風や前線によって大雨が降った場合、川の水量が増大し、堤防が決壊 したり川の水が堤防を越えたりすることによるものです。
 - ・内水には2種類あります。
 - ① 河川の水位が上昇し、堤内地の水が川へ排水できず溢れるもの。
 - ② 短時間に強い雨が降り、下水道などの排水能力を超え一時的に水が溢れるもの。
 - ・河川管理者は、流れやすくする対策や、水位を下げる対策を進めています(河道掘削、遊水地等)。
 - ・下水道管理者は、雨水を流す対策と雨水流出を抑制する対策を進めています(雨水管、雨水ポンプ場、雨水貯留施設の整備)。
- ◆逢瀬川の流域、地形と雨水の流れ(資料P3, 4)(上下水道局)
 - ・郡山市の地形は西高東低となっており、雨水は地形に沿って流下しています。

<令和2年2月22日開催説明会での質問に関する回答>

質問 1 昭和 61 年から郡山市が雨水ポンプ場をつくり、逢瀬川へ放流している。その影響についても検証が必要だ。

回答 1 資料 P 5 . 6 . 7 . 8 . 9 (上下水道局)

雨水ポンプ場は、大雨により河川水位が上がり、自然流下による排水ができないときに水を強制的に排水するための施設です。川の水が溢れたときのために設置されているものではありません。そのため、雨水ポンプ場の排水量は、川の水量に比べるとわずかです。さらに、ポンプの構造上、川の水位が計画高水位を超えると所定の水量を排水できなくなります。

質問2 阿武隈川の水門を閉めたことにより内水被害が発生したのか。当日の排水樋管の

ゲート操作について、書面にして配布して欲しい。

回答2 資料P10 (上下水道局)

3号、4号樋門は流向計で逆流を確認しゲート操作を行いました。また、6号樋門は職員が内水の状況を確認しながらゲート操作を行いました。

- 質問3 6号幹線放流管について虎丸とかの上流から流れてくるのはどのくらいの量か根拠を示して欲しい。
- 回答3 資料P11,12,13 (上下水道局)

6号放流管は、既存の雨水管のほか、新たに雨水管を設置することにより、1時間 当たり50ミリの雨に対応するよう整備を進めているものです。整備前後で排水面 積は変わらず、新たな区域の雨水を流すものではありません。

- 質問4 逢瀬川の水位が上がれば放流することが出来ないので同じことの繰り返しになる。 虎丸に貯水池を設けないと解決しないのではないか。逢瀬川は逆流するから流れな いと言っている。市の説明は矛盾している。
- 回答4 (上下水道局)

現在、国が阿武隈川、県が逢瀬川の河川水位低下のための対策を進めています。なお、今後は「郡山市総合治水対策連絡協議会」において、流域治水の考え方に基づく内水処理のあり方について検討していきます。

- 質問 5 駅前からの排水も排水するのであるから、ゲートを閉めれば排水できず内水被害となるのか。
- 回答5 資料P7 (上下水道局)

赤木町、若葉町付近は、逢瀬川の水位が上がり自然流下による排水ができなくなる場合、下水道管理センターのポンプで強制排水しています。

- 質問6 逆流する逢瀬川に排水するのではなく、現在使われていない豊田浄水場を貯水池がある。貯水池にする考えはないのか。貯めるというプールを作らなければ解決しない問題である。
- 回答6 資料P14(上下水道局、財務部)

平成27年度より旧豊田浄水場の第五配水池を約3,000 ㎡貯留できる雨水貯留施設として活用しており、下流域での浸水軽減に効果を発揮しています。

旧豊田貯水池部分につきましては、現在その利活用を検討しておりますが、旧豊田 貯水池利活用方針(案)(中間とりまとめ)におきましては、旧貯水池全体を活用し、透 水性舗装、植栽を取り入れたレインガーデン等により、敷地内に降った雨水を緑地に ゆっくりと浸透させ、内水氾濫を抑制するなど、当該地がもともと持っている自然の 力を活用するいわゆるグリーンインフラによる敷地外部への雨水流出抑制機能を提 案しております。

質問7 119号雨水幹線が赤木貯留管につながるのかどうか、次回に資料を作成して説明して欲しい。

回答7 資料P11、15 (上下水道局)

119号雨水幹線は、せせらぎ水路の下にある114号雨水幹線に接続しています。また、114号雨水幹線は、赤木貯留管には接続しません。

質問8 郡山市の雨水ポンプがどこにあるのか、梅田のポンプ場が台風第19号の際にど のように稼働していたのか、書面で教えて欲しい。

回答8 資料P6,17 (上下水道局)

郡山市は内水被害軽減のため 7 ヶ所のポンプ場を管理しています。梅田ポンプ場では、10/12 日 11 時 50 分から 13 日 4 時 01 分まで、3 台のポンプを運転しました。

質問9 114号雨水幹線について、平成28年に住民説明会が開催されて以降、郡山市から1回も説明を受けていない。119号雨水幹線をつなぐ計画となっているが、唖然とした。一度も聞いたことがない。

回答9 資料P15、16(上下水道局)

114号雨水幹線は、逢瀬川に流れ込む亀田川や馬場川等と同じように、もともと 逢瀬川に流れ込んできていたものであります。119号雨水幹線についても同様に、 従来の雨水の流れを大きく変え、別の区域の雨水を若葉町方面へ流すものではあり ません。このことから、119号雨水幹線整備の説明につきましては、工事に伴い交 通規制等の影響を受ける工事箇所沿線の方々に対し行っていました。なお、他の下水 道工事箇所と同様に、市のホームページでは工事の進捗状況を公開しております。

質問10 区画整理事業地内において、整備に伴い周辺地盤高が高くなったため、大雨が降ると排水が出来ずに浸水する。排水ポンプの設置をして欲しい。

回答10 (都市整備部)

仮換地先への早期移転ができるよう事業の進捗を図るとともに、それまでの間は、 既設水路の土砂上げや土のう配布により浸水被害軽減を図ります。

質問11 住宅の改修工事期間中、住んでいないにも関わらず、水道基本料金、下水道基本料金をずっと払い続けている。住んでいないのだから、なんとかしてもらえないか。

回答11 (上下水道局)

東日本台風の被災者の方につきましては、令和元年10月の1か月分の水道料金・

下水道料金を基本料金も含め、8月28日現在で市内2,347件の減免を行っており、また、水道料金等のお支払いが困難な場合は支払猶予等を実施してきたところであります。

水道・下水道の基本料金については、居住の有無にかかわらず水道を使用していれば発生するものであり、引っ越しなどで水道の使用を完全に停止する場合、基本料金は発生しませんので 3 日前までに使用停止の手続きをお願いしているところですのでご理解をお願いいたします。

- 質問12 関西化工が下水道の逆止弁を販売している。家の中では、トイレから浸水被害が始まった。郡山市より補助を出してもらえないか。郡山市は平成29年に防臭器を設置できるようにしたが、回覧で周知した方がよい。
- 回答12 資料18(上下水道局)

逆流防止弁については、宅地内への下水の逆流を低減させる効果があるものとして複数のメーカーから販売されておりますが、宅内桝の口径や深さ、宅内の配管状況が様々であり、現場状況に適した逆止弁の設置や維持管理方法についても必要となることから、町内会長をはじめ、地域の皆様とご相談させていただきたいと考えております。

- 質問13 10/12 の深夜に避難勧告の緊急エリアメールは届いていたようだが、寝ていて気がつかない。また高齢者はメールを見ることが出来ない。防災無線で放送するなど、もっとわかりやすい伝達方法を考えて欲しい。
- 回答13 資料P19 (総務部)

気象情報をはじめ、避難勧告等の住民避難情報について、様々な手段で配信しています。

- 質問14 若葉公園に除染で除去した土壌を埋めている。今回の浸水被害で流出したはずである。次回に説明をして欲しい。
- 回答14 (生活環境部)

若葉公園については、除去土壌等搬出業務の詰替場として使用しており、台風 19号の際には、存置していた除去土壌等を収納したフレキシブルコンテナが浸水する被害があったが、コンテナ本体の流出や容器内の除去土壌の流出はなく、空間放射線量の測定値も台風通過前の値と比べ、特に変化は見られませんでした。

<令和2年5月14日付陳情に関する回答>

質問1 逢瀬川ではバックウォーター(逆流)が発生し、ハイウォーターレベル(堤防の計画高の水位)になると排水樋門や雨水ポンプを停止し内水氾濫が発生し住居が被害を受ける。このことから、旧豊田浄水場貯水池は駐車場等として活用するのではなく、全ての土地を雨水貯留槽として活用すること。

回答1 (財務部)

旧豊田貯水池部分につきましては、現在その利活用を検討しておりますが、旧豊田 貯水池利活用方針(案)(中間とりまとめ)におきましては、旧貯水池全体を活用し、透 水性舗装、植栽を取り入れたレインガーデン等により、敷地内に降った雨水を緑地に ゆっくりと浸透させ、内水氾濫を抑制するなど、当該地がもともと持っている自然の 力を活用するいわゆるグリーンインフラによる敷地外部への雨水流出抑制機能を提 案しております。(質問6と同様)

質問2 逢瀬川下流域の築堤が完成するまでの間における越水した箇所の越水、氾濫防止などの災害の未然防止や避難所の確保をすること。

回答2 (県、総務部)

<u>咲田橋付近における越水対策について、道路管理者郡山市と協議のうえ、増水に伴い越水の恐れがある場合は、咲田橋を通行止めし、大型土のう等により市道部を締め切ることとしています。このことについては、現地に案内看板を設置し皆様への周知を図っているところですが、県中建設事務所ホームページや広報こおりやま 8 月号にも掲載していますのでご確認ください。</u>

また、郡山市では、現在 249 箇所を指定避難所としており、このうち、地域の近隣の避難所としては、郡山第五中学校や芳山小学校、郡山第二中学校などの指定避難所があります。

下線部:福島県の回答

質問3 昭和63年度から河川改修事業に着工していたにも関わらず逢瀬川下流域の築堤を遅延させたこと。(事業別評価調書の事業の進捗状況は評価Aが繰り返されている。) また、バックウォーターが発生し水位が上昇しやすい地域であることを把握していたにも係わらず排水樋門や雨水ポンプから内水を放流したことから被災したため、福島県と郡山市の連帯責任により十分な支援をすること。

回答3 (県、上下水道局)

福島県における令和元年東日本台風(台風第19号)等関連被災者支援として以下の制度等がありますが、詳しくは福島県のホームページでご確認願います。

- ・被災者の住まいの支援制度
- ·被災者生活再建支援制度
- ・台風第 19 号に係る被災者生活支援特別給付金
- ・被災住宅の応急修理

- ・被災住宅の復旧・再建に関する情報
- ・県営住宅の提供
- ・令和元年台風第 19 号に伴う災害に係る民間借上げ住宅の供与
- ・県税の減免等について
- ・国税の減免等について など

また、郡山市における令和元年東日本台風(台風第19号)等関連被災者支援として以下の制度等があります。詳しくは郡山市のホームページでご確認願います。

下線部:福島県の回答

〇:該当有り Δ:別途条件有り -:該当無し

No.	各種支援制度	全壊	大規模 半壊	半壊	一部損壊(床下)	その他	お問合せ先	電話 番号
1	災害見舞金	0	0	0	_	_	保健福祉	924-
2	令和元年台風第 19 号義援金(国・県・市)	0	0	0	0	_	総務課	3822
3	災害弔慰金(国)	_	_		1	Δ		
4	災害障害見舞金(国)	_	_	_	1	Δ		
5	被災者生活再建支援制度	0	0	Δ	_	_		
6	市税等の減免(個人の市県民税、事業所 税)	0	0	0	-	Δ	市民税課	924- 2081
	市税等の減免(固定資産税、都市計画税)	0	0	0	_	Δ	資産税課	924 – 2091
	市税等の減免(国民健康保険税)	0	0	0	1	Δ	国民健康保険 課 国保税係	924- 2141
	市税等の減免(介護保険料)	0	0	0	_	Δ	介護保険課 保険料係	924- 3021
7	国民年金第1号被保険者の国民年金保険料 の免除	0	0	0	_	Δ	国民健康保険 課 国民年金係	924- 2141
8	水道料金の減免	0	0	0	0	0	お客様サービ	932-
9	下水道使用料・農業集落排水施設使用料の 減免	0	0	0	0	0	スセンター	7641
10	仮換地に係る証明手数料等の免除	0	0	0	0	_	区画整理課	924- 2341
11	市営住宅等への仮入居	Δ	Δ	Δ	Δ	_	住宅政策課	924-
12	住宅の応急修理	Δ	Δ	Δ	Δ	_		2631
13	民間賃貸借上げ住宅	Δ	Δ	Δ	_	Δ		

出典:郡山市 東日本台風による各種支援制度パンフレット【第 16 版】